

11月29日（水）

令和 5 年 11 月 29 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)	
1 番	齊藤了介 (志誠会)
2 番	永山敏郎 (県民連合立憲)
3 番	今村光雄 (公明党宮崎県議団)
4 番	工藤隆久 (同)
5 番	内田理佐 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	川添博 (同)
7 番	荒神稔 (同)
8 番	福田新一 (同)
9 番	本田利弘 (同)
10番	山内いっとく (同)
11番	山口俊樹 (同)
12番	下沖篤史 (同)
13番	濱砂守 (同)
14番	黒岩保雄 (緑風会)
15番	脇谷のりこ (親和会)
16番	松本哲也 (県民連合立憲)
17番	山内佳菜子 (同)
18番	坂本康郎 (公明党宮崎県議団)
19番	西村賢 (宮崎県議会自由民主党)
20番	二見康之 (同)
21番	後藤哲朗 (同)
22番	山下寿 (同)
23番	野崎幸士 (同)
24番	佐藤雅洋 (同)
25番	安田厚生 (同)
26番	日高利夫 (同)
27番	凶師博規 (無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄 (自民党同志会)
30番	岩切達哉 (県民連合立憲)
31番	重松幸次郎 (公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	武田浩一 (同)
34番	山下博三 (同)
36番	丸山裕次郎 (同)
37番	中野一則 (同)
38番	外山衛 (同)
39番	日高博之 (同)
欠席議員 (1名)	
35番	日高陽一 (宮崎県議会自由民主党)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	米良勝也
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従って、ただいまから一般質問を行ってまいります。

河野知事は、昨年末の知事選挙において、4期目への信任を得られ、御自身が描かれている本県の将来ビジョンを確かなものとすべく、去る6月議会において、本年度の骨格予算に肉付け補正を行われました。

今ここで、知事選挙以降、政治が私どもの生活に大きな変化を及ぼした事象の代表的なものとして何を挙げるべきかを考えますときに、その一つには、4年間にわたり私たちの暮らしに脅威を与え続けてきた新型コロナの感染症法上の位置づけが、2類相当から5類へと見直されたというのがあろうかと存じます。

新型コロナが2類相当とされていた期間には、本来自由であるべき私たちの日常生活に対する抑止力として、必要に応じ公権力が行使されておりましたが、移行後はそれが極めて限定的となりました。

そのようなことから、私どもの暮らしも形の上からは、ようやくコロナ前の状況に戻れるのではなかろうかと少なからぬ期待をいたしました。

しかしながら、この大禍を乗り切るべく対応

を余儀なくされてからの社会の流れは、私たちの暮らしの多くの部分において大きな変化をもたらすところとなり、その結果、世の中の姿は今大きく変わりつつあります。

私といたしましては、ソーシャルディスタンスだのフィジカルディスタンスだのと、その違いはいまだによく分からないままでありますが、とにかく日常生活においては、人と人との接触を避け、距離を空けるべきとされてきました。

また、幾度も発出された緊急事態宣言等では、経済活動がそのたびに制限されたことから、個人間あるいは地域間の経済的格差がさらに広がるとともに、コロナがもたらしたデジタル化への対応においても、経済的格差がデジタル格差を助長するなど、ますます格差社会が拡大しており、その是正や解消が強く求められております。

我が国が全てを失った敗戦から、国民が力を合わせて世界の奇跡とすら評される発展をなし得たことは紛れもない事実であり、かようなことから我が国は、賢い国日本、強い国日本などとして、世界に冠たる先進国家であり、かつ不沈国家でもあると、つい今日まで私もまたそう思い込んでおりました。

しかしながら、世界に堂々と誇れる国家と思い込んでいた我が国も、長きにわたったコロナ禍や記録を塗り替え続ける自然の猛威においては、その当時国として手をこまねくこともしきりでありました。

ましてや、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエル・パレスチナ問題など先が見えない国際紛争、さらには、覇権主義的行動を強める中国の動向などを目の当たりにするとき、果たして今の日本には、いかなる事態にあっても自国を守

り、そして自国民の安全を保障できる能力や覚悟は存在するのであろうかとの大きな不安を抱くのであります。

そして、先ほど申し上げましたような社会問題、経済問題に対して、なされるべき対応の先行きをこれらと併せて思うときに、改めて現在、私たちが、いかに先行きが不透明で予測困難な時代、いわゆるブーカの時代に生きているのかをまざまざと痛感するのであります。

このように、国の在り方が大きく変わらざるを得ぬところに来てはなお、政府は私どものこの日本国をどう変えていこうとしているのか、そしてまた同様に、重要政策に関しても、いまだ明確な財源の裏づけも見通しも示し切れておらず、国の将来ビジョンも全く見えないままなのであります。

これらのことの全ては、国民の不安をこの上なく増幅させている悪因以外の何ものでもない不幸事だと、あえてこの場で断じておきます。

このような予測困難にして大きく変わりゆく流れの中であって、知事はこの先どのような時代が我々を待っているとお考えか、そしてそれらを見据え、将来にわたり確固たる宮崎をどう実現させようとしておられるのか、知事の理念やビジョンについてまずお尋ねいたします。

続けて、国の税財政対策について伺います。

政府は、「今まさにデフレ脱却の瀬戸際、あらゆる政策を総動員する」として、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定しております。

そして、今回の柱となる政策が、物価高により、厳しい状況にある生活者への支援策である、所得税、個人住民税を合わせた1人当たり4万円の定額減税と、減税の恩恵が受けられない低所得世帯向けへの7万円の追加給付であり

ます。

ただし、定額減税については、「減税には法整備が必要で実施までに時間がかかり、経済対策としての効果は限定的」「1回限りの減税で長年のデフレを脱却できるのか」「財政健全化の観点から、税収の増加分は赤字国債の返済に充てるべき」との否定的な意見もあります。

一方、政府は、国を取り巻く状況が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境にあることから、防衛力の強化を打ち出し、その財源の裏づけとして、6月に防衛財源確保法を成立させております。

具体的には、税外収入や決算剰余金、歳出改革等で賄うこととされておりますが、不足額については、法人税や所得税等の増税により確保することも想定されております。

また、現政権の看板政策である異次元の少子化対策の財源についても、医療や介護など社会保障費の歳出改革のほか、医療保険料に一定額を上乗せし、国民から広く負担を求めることを検討しております。

このように減税を打ち出す一方で、将来的な増税等が見え隠れすることから、総理は「増税メガネ」などと悪意に満ちた呼ばれ方をされることもあるようであります。

私は、財政健全化の観点からも、将来世代に負担を先送りするのではなく、今を生きる我々が応分の負担を行うことは、政策の内容によっては当然必要であると考えております。

しかしながら、打ち出される政策の目的等が国民の十分な理解が得られないままに進められる。あるいは、先ほども申し上げましたが、予測困難で先行き不透明な時代であって、将来に向けたビジョンが示されない。

これらが国民の不安につながり、それが現政

権の支持率の低さにも現れ、その延長として、今回の経済対策の反応の悪さにつながっているのではないかと考えております。

国の税財政に関し、国や地方の置かれた現状等を踏まえ、本来どうあるべきとお考えか、全国知事会の地方税財政常任委員長であり、政府税制調査会の委員も務められた知事の御見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。まず、確固たる宮崎の実現に向けた理念等についてであります。

御指摘のとおり、コロナ禍を経て世界経済や安全保障環境など国際情勢も一段と流動化する中、物価高騰やデジタル化・脱炭素化の波が押し寄せ、私たちの価値観や生活様式に急激な変化をもたらしております。

加えて、人口減少の影響がいよいよ顕在化・深刻化する中で、産業や生活の基盤が揺るがされ、社会不安にさらなる追い打ちをかけております。

しかしながら、私たちの先人も、度重なる戦争でありますとか大規模災害、さらには、世界恐慌やオイルショックといった経済危機などを乗り越えて、今のこの社会を築いてくださったわけであり、今を生きる私たちも、このような変化や困難を乗り越え、人口減少が進む中にあっても社会経済基盤が維持されるとともに、多様性を前提に、新たな生き方や働き方が肯定され、一人一人が未来に希望を持って挑戦できる、そして心豊かに暮らせる社会を構築しなければならない、そしてそれを将来世代に託していかなくてはならないと考えております。

このような認識の下、県では今年、2040年を

見据えた総合計画を始動させました。このような先行き不透明な時代だからこそ、また2030年代に入るまでが少子化傾向を反転させるラストチャンスと言われているような状況であるからこそ、この4年間の集中的な取組が極めて重要であると考えております。

宮崎再生の早期実現に加え、新たな未来創造に向けた3つの日本一挑戦プロジェクトにも取り組むなど、今後とも、明確なビジョンとリーダーシップの下、私が先頭に立って、県民の皆様とともに一丸となって現在の閉塞感を打ち破り、県政の発展に努めてまいります。

次に、国の税財政についてであります。

私も委員として参画しました政府税制調査会の中期答申では、これまで税の3原則と呼ばれておりました公平・中立・簡素に加えて、世代を超えた負担のバランスに配慮し、必要な税収を確保していく「租税の十分性」が重要であるということについて盛り込まれております。人口減少・少子高齢化が急速に進展する中でも、持続可能で国民が納得のいく税財政運営が、国・地方問わず、求められているものと考えております。

一方、今回の総合経済対策では、デフレから脱却し、経済を成長路線に乗せることを現下の最優先課題とし、緊急的な生活支援対策や、一時的な所得税及び個人住民税の減税も含めた所得向上対策を実施するものであり、地方としても協力して取り組む必要があると考えております。

なお、地方におきましては、独自の施策など地域の実情に沿った行政サービスを担っていくため、その基盤となる地方税財政の安定が極めて重要であります。このため、減税による地方財政へのしわ寄せがないよう、国の責任におい

て補填することを含め、地方税財源の確保・充実について、全国知事会として強く要望しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 引き続き、国の総合経済対策に関連して伺います。

現在開会中の臨時国会において、総合経済対策の財源の裏づけとなる予算規模13.1兆円の補正予算案が審議されており、その内訳として、地域の実情に応じた物価高騰対策等を講じるための財源となる重点支援地方交付金や地方交付税の増額のほか、国土強靱化対策などが計上されております。

そこでまず、本県の物価やエネルギー価格など現在の経済状況について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県の経済状況につきましては、物価は上昇傾向が続いており、消費者物価指数は10月現在、前年同月比で24か月連続のプラスとなっております。

ガソリン等のエネルギー価格も近年の原油高や円安等の影響により、今年1月に過去最高となり、その後、国の支援策により下落しましたが、現在も高い水準が続いております。

このような中、企業の生産活動は一部に弱い動きも見られますが、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、社会経済活動の正常化を背景に、前年を上回る状況が続いております。

以上のことから、経済全般の状況としましては、緩やかな回復傾向にあると認識しておりますが、物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が続いておりますので、引き続き、物価や賃金等の動向について、十分注意する必要があると考えております。

○坂口博美議員 本県の経済は緩やかな回復傾向にあるとのことでありました。ただ、多くの

県民は、食料品やガソリン価格に加え、資材価格等も依然として高い状況が続いておりますことから、大変厳しい日常生活を余儀なくされております。

今議会に追加の補正予算案を計上する予定とのことではありますが、本県ではどのような対策を講じるのか、また、どの程度の予算規模になるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 先般、衆議院において可決されました補正予算の効果を我が国全体に早期に波及させていくためには、地方も国と一丸となって、事業の早期執行に努める必要があると考えております。

このため、本県におきましても、物価高対策や県土のさらなる強靱化などを柱とした補正予算案を、今議会に追加提案したいと考えております。

このうち、物価高対策につきましては、国の重点支援地方交付金を活用した生活者支援や、1次産業及び中小企業等への事業者支援を検討しております。

また、防災・減災、国土強靱化対策などの公共事業につきましては、国庫補助金や県債を活用し、国への要望額を踏まえ、事業実施に必要な額の計上を検討しております。

加えて、県内市町村に対しましては、住民税非課税世帯に対する7万円を目安とした低所得世帯支援策について、早期の予算化を依頼したところであります。

○坂口博美議員 壇上での先ほどの質問に対しまして、知事は、新たな未来創造に向けて、3つの日本一挑戦プロジェクト事業を展開すると答弁されましたが、その事業の目的は何なのか、また、事業の説明に際して議会に示された目標について、現下の状況を正しく分析した上

で達成可能な数値として設定されているのか、再び伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「安心と希望あふれる宮崎」の実現に向けて、総合計画を策定するとともに、今年6月には、4年間で取り組むアクションプランを定めて推進しております。この3つの日本一挑戦プロジェクトは、その中でも特に本県が優位な分野におきまして、その強みをさらに伸ばし、県政の新たな成長につなげ、目指す姿の早期実現を図りたいという思いから取り組むこととしたものであります。

それぞれのプロジェクトには、その取組に依りて、今後、様々な指標を設定してまいります。まずは合計特殊出生率や再造林率など、3つの日本一の目標値について、プロジェクトの目指す姿を県民の皆様に分かりやすくお示しするため、全国と比較可能な項目を選定し、近年の実績の推移を踏まえて設定したものであります。

これら3つの目標は、相当高いものと認識しておりますが、来年度に向けて、これまでにない施策の構築を進めるとともに、プロジェクトを強力かつ安定的に推進するための基金を造成するなど、必要な財源も確保し、任期中に必ず成果を上げるという強い信念と覚悟を持って取り組んでまいります。

○坂口博美議員 基金を造成していくということでありましたけれども、どの程度の規模を確保しようと考えておられるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国や地方におきまして、重要な施策を着実に実施していく上で、その裏づけのある財源をしっかりと確保することは大変重要であります。

このため、来年度の当初予算編成方針におき

まして、3つの日本一挑戦プロジェクトを推進するための基金の設置を打ち出したところであります。

現在、各プロジェクトチームから提案がありました。今後3年間で実施する事業の内容や所要額について、総合政策部や総務部を中心に、全庁的な検討を指示しているところであります。

また、基金の規模につきましては、これまでに特定施策の推進を目的として、県単独で設置した、例えば宮崎再生基金などの規模等も勘案しながら、当初予算の編成作業において適切に判断してまいります。

○坂口博美議員 明年度からの事業ということで、その段階とは思いますが。

ただ、日本一を目指すとなりますと、そう簡単に達成できるものではないと思います。当然ながら、全庁的な取組が求められる事業になります。したがって、その推進には、対策本部を設置して、知事自らがトップとして、確固たる覚悟と責任を持って不退転の決意で事に当たるべきと考えますが、御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） このプロジェクトにつきましては、現在、来年度当初予算に向けまして、私の指示の下、関係部局によるプロジェクトチームを中心としまして、課題の抽出や今後の事業展開などについて、部局横断的な検討を進めているところであります。

このような中、議員御指摘のとおり、日本一という高い目標を達成し、県民の皆様が実感できる成果を上げるためには、進捗状況を常に把握・検証するとともに、全庁的に認識を共有し、プロジェクト以外の施策とも有機的な連携を図ることが重要であると考えております。

このため、プロジェクトの本格展開に向けま

して、庁内に私をトップとする推進本部を設置することとしております。そして、この推進体制の下、庁内の知恵を結集しまして、県議会をはじめ県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、強い覚悟と責任感を持ってプロジェクトを牽引してまいります。

○坂口博美議員 プロジェクトの中のグリーン成長プロジェクトの取組の柱の一つに、二酸化炭素吸収源の確保につながる循環型林業を進めるとありますが、その具体的な仕組みに加え、二酸化炭素吸収源及びその確保の意味するところについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 樹木は、光合成によって大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として固定させながら成長していきますが、成長の鈍化に伴って吸収量も減少するため、森林においてその機能を維持していくためには、切ってすぐ植えることにより、森林の樹木を循環させていく必要があります。

また、伐採後は、枝や樹皮などは、バイオマス発電の燃焼等により、固定された二酸化炭素が放出されますが、全体の4割強は住宅建材等として活用されており、例えば木造建築物は60年後も半分程度が残存するなど、伐採後も一定期間、炭素として固定し続ける効果があります。

このように、循環型林業は、二酸化炭素吸収源としての森林の機能を確保することにもつながるものであります。

○坂口博美議員 つまり植栽後、40～50年もすれば、せっかく固定した炭素も半分余りは二酸化炭素に戻って、建材とされた部分もいつかは解体され、廃材として処分された時点で、それまでの間に固定された炭素も二酸化炭素に変わるということを今説明されたのだと思います。

切ったらすぐに植えて、次世代杉がその役割を引き継いで果たす。すなわち、それが循環型林業の持つ公益的機能だと思いますが、そのためには、植える、育てる、切り運び出す、この工程の全てに公的支援を要し、そしてまた、次世代育成も、次々世代育成も、その繰り返しを要するわけであります。

つまり次のようなことだと思います。森林は公益的機能を持っているので公的支援を行うが、経済林では、いつかはそれを切り、切られた木は光合成をやめ、やがてはまた二酸化炭素となって大気中に戻る。だから、それに代わって、その機能を果たす後継木を育てる必要があるということ。例えて言うなら、仮に1ヘクタールの山が500トンの二酸化炭素固定機能を有しているとすれば、その機能維持のためには、伐採ごとに造林を繰り返す、すなわち循環型林業を確立する必要が生じる。

したがって、今と同じような林業の経済状況であるなら、そこにはまた、植林から伐採に至るまでの間、同様の支援の繰り返しが伐採のたびに必要になってくる。

しかし、公的支援はその都度積み重ねることになるが、その際の二酸化炭素の量というのは積み上げられることはなく、初めの500トンが引き継がれていくだけであります。

そのような仕組みを考えると、当然ながら県は、よほどの覚悟を持ってそこに公益的機能を見だし、発揮させないといけないと思います。知事の決意をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘だと考えております。森林は、木材など林産物の供給だけでなく、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など、公益的機能を有しております。その発揮を通じて、我々の生活に様々な恩恵を

もたらしています。

森林を守り、これらの機能を持続的に発揮させるためには、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の確立とともに、伐採後の更新を行う上では、林道等からの距離などの社会的条件や適地適木の観点による多様な森林づくりが必要であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトをはじめとする森林・林業施策の推進に当たりましては、県民の皆様から十分な理解が得られるよう、県民の安心・安全な生活のため、森林の持つ多面的機能を発揮させ、全国に誇れる森林づくりに、県と事業者が一体となって、強い覚悟を持って取り組んでまいります。

○坂口博美議員 山への公的投資エネルギーと、そこから還元される県民への安全・安心などとの整合には、極めて大きな努力を要すると思えます。努力の多なるを期待いたします。

ところで県は、ゼロカーボンの推進に向けて、林業を中心とした農林水産業分野は、二酸化炭素の吸収を果たすものとして、社会全体の脱炭素化に貢献することが強く求められているとしておりますが、なぜ中心が林業だと書かれているのか。つまり、農業、水産業の分野と比べ、どのような貢献が優位にあるとしているのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 二酸化炭素の吸収に関しましては、林業分野はもとより、農水産業分野についても、藻場などは二酸化炭素の吸収や固定の効果があり、グリーン成長プロジェクトにおいて、関連する取組を進めていくこととしております。

グリーン成長について議論するプロジェクトの中でも、グリーンという名前がついていながらも、藻場等にしっかり取り組んでいく必要が

あると、私自身、そのプロジェクトの中でも申し上げたところであります。

現在、林業を中心としている理由につきましては、森林資源については、現時点では、国において吸収に係る計算方法が確立されていること、また本県においては、排出される温室効果ガスの約4割が森林により吸収されている状況にあることを踏まえたものであります。

○坂口博美議員 二酸化炭素の中の炭素固定作用、つまり光合成による酸素の発生についてであります。そもそも地球が誕生した時点では、大気中には酸素は存在していなかったとされております。

しかしながら、現在では、大気中の約21%を酸素が占めております。その酸素については、どのようにして地球上に発生し、現在の量まで至ったのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大気中の酸素につきましては、今からおよそ20億年以上前に、海洋中に誕生したシアノバクテリア——日本では藍藻と言われておりますが、これが光合成を行うことによって生成され始めたと言われております。

また、その後、生物の進化に伴って多様な植物が誕生し、海洋だけでなく、陸上においても光合成が活発に行われるようになったことで酸素の割合が増加し、現在に至っているとされております。

○坂口博美議員 つまり光合成の結果、二酸化炭素と水との化学反応によって、二酸化炭素の中の炭素が糖類などとして固定され、そのときに水と酸素とをつくるということだと思えます。

それでは、そのときに、陸地における樹木と海中における海草や海藻が占める炭素固定量や

その割合はどうなっているのか。

また、二酸化炭素は水中に溶解する性質を持っていますが、世界の海にはどれくらいの量の二酸化炭素が存在しているのか。

さらにまた、固定された炭素が酸化により二酸化炭素に還元されることについては、その間の年数や量は、海と山とではそれぞれどうなっているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 気象庁の資料によりますと、2010年代には、年間平均109億炭素トンの二酸化炭素が排出されております。

そのうち、陸地では、主に樹木の光合成により34億炭素トンを、海中では、藻などの光合成や海水への溶解により25億炭素トンを吸収しており、それぞれ排出量全体の3分の1、4分の1に相当いたします。

産業革命以降、大気中の二酸化炭素濃度は年々増加しておりますが、海中には、その50倍の量に相当する1,700億炭素トンが蓄積されております。

また、樹木が成長に伴って吸収した二酸化炭素は、10年から100年単位で炭素として固定されますが、藻などが海底に沈殿した場合は、1,000年単位の長期にわたって固定されることとなります。

○坂口博美議員 そして、海水中であるなら、どれだけたくさんの二酸化炭素が吸収されても温室効果ガスとなることはありません。しかし、大気中だと、光合成による吸収分を上回った分は温室効果を高めることとなります。

また、炭素固定期間については、海底には分解バクテリアがないため、沈殿した海藻などが固定し続ける期間は、今では3,000年から5,000年にも及ぶということも認知されつつあります。そして当然のこと、公的支援などはこれ

には要しません。

ところで県は、再生林による山地災害の防止についてもその効果を主張しており、このことに関して県は、再生林をしないことは、山地災害を誘発するなど県民の不利益につながるとしております。その根拠について、再生林された山と再生林されていない山との災害発生状況及び理由につき、その違いの実証的、合理的な説明を環境森林部長に求めます。

○環境森林部長（殿所大明君） 「再生林をしないことは、山地災害を誘発するなど県民の不利益につながる」という説明につきましては、再生林された森林と再生林をしない森林とを比較した災害発生状況に関する実証的な根拠を十分に持ち得ない中で、的確性を欠いた表現となっております。今後は丁寧な情報提供に努めてまいります。

○坂口博美議員 その証明ができていない状況というのは、森林国家、日本の醜態だと言えます。

表層崩壊の原因は、土に働く剪断力であります。そして、その崩壊を止めようとするのが剪断抵抗力でありますが、この力を大きくするのは、草や木などの根と土との間に働く摩擦力です。そしてまた、剪断力は水平方向への力ですが、これに対して杉の木は直根ですから、剪断力、つまり横方向への抵抗はほとんどありません。

しかし、草類や他の樹木は、横根をネット状に張ります。それで抵抗力がかなり大きくなります。そして、経済林として伐採されることなく千年の森となり、強固な摩擦力を持つことになるのであります。

これに対して杉の木は、何十年かごとに伐採され、壊れやすい状態を繰り返すことになりま

す。この違いから、表層崩壊に対しては、天然再生林のほうがはるかに強いことは明確であります。

そうなりますと、山地崩壊抑止の視点からは、杉の再造林地は天然更新林より劣る上、炭素固定についても、飢肥杉の場合は、樹齢が100年程度に達すると、その成長量はピーク時の10分の1以下になる。つまり光合成の働きが急激に低下するような樹種の経済林では、果たして長い時間にわたりそれが信頼できるのか甚だ疑問であります。万が一にも見せかけの環境配慮、グリーンウォッシュなどと指摘されるようなことは決してあってはならないのであります。

このような中で、グリーンカーボンのキーワードの下で、山を様々な公的支援の対象とするのであるなら、海をそのまま捨て置くことは、なおさらこれは許されない事態であります。ブルーカーボンに係る知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） ブルーカーボンにつきましては、2009年に国連が重要性を提唱後に研究が進み、近年の科学的根拠の蓄積から、藻場や海藻養殖も効果的な二酸化炭素の吸収源に含められたところであります。今後、クレジット化などの活用についても多くの可能性を有しており、グリーンカーボン同様、積極的に進めていくべきものと認識しております。

ブルーカーボンを蓄積する藻場は、「海のゆりかご」として漁業生産を支える重要な役割を有しており、これまで漁業者が保全活動を行い、水産試験場では、増殖に関する調査・研究に取り組んでまいりました。藻場が二酸化炭素の吸収源として注目されれば、社会的関心の高まりと活動の活性化が期待をされます。

広大な日向灘を有する本県におきまして、ブルーカーボン推進をグリーン成長プロジェクトにしっかり位置づけ、藻場の再生、漁業者等による保全活動への支援、水産試験場の研究体制の整備などを通じて、着実に進めてまいります。

○坂口博美議員 ぜひこれは全力で取り組んでいただきたい。また、取り組んでいただく必要があると信じております。

このブルーカーボンをはじめ、海あるいは水産への関わり方につきましては、もっともっと注目度を高め、知見を積み上げ、そしてそれに値するだけの対応をぜひお願いしておきます。

それでは、ここでまた山地災害の問題に戻ります。

山地崩壊による様々な問題については、県も深刻に受け止めておられるようではありますが、山が壊れることにより、私どもが大きく迷惑を受けている問題の一つに、河川の濁水があります。

そして、その要因となる山地崩壊の発生状況は、樹木が伐採されることのない山、つまり経済林以外のエリアでは、その頻度は極めて低く、発生地の多くは、伐採が行われる経済林が占めております。

もちろん山地からの土砂の流下は、河床や海岸の汀線の安定などに必要不可欠なものであり、山地からの土砂の流下そのものを否定するものではありません。問題とすべきは濁水の長期化なのであります。

ところで国土交通省は、本県において、大淀川から耳川の間河川流域で、土砂に起因する様々な課題が明らかになり、その解決に向けての取組を始めたとしております。

そして、その要因は複雑であり、かつ不明な

ことも多く、従来の管理者による対策では解決は困難であるとして、関係機関が協力し、解決に向けて取り組むことを目的に、平成19年10月に宮崎県中部流砂系検討委員会を立ち上げ、これまでに9回の委員会を開いてきております。

特に小丸川につきましては、令和元年9月に小丸川水系総合土砂管理計画を策定・公表いたしております。

宮崎県中部流砂系検討委員会の構成員及び、小丸川水系総合土砂管理計画について検討委員会で取り組んできたこと、整理されたことについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 宮崎県中部流砂系検討委員会は、大淀川から耳川間の土砂に関する様々な課題の解決に向け、山地から河川における改善策などを検討することを目的としており、その構成員は、学識者と国、県、企業局、九州電力であります。

その中で、小丸川につきましては、総合土砂管理計画の策定に当たり、崩壊地面積の調査や河床変動のシミュレーションなどを行い、山地領域からダム、河川流域における治水、利水、環境面の課題の検討に取り組んできたところであります。

検討の結果、土砂災害の発生やダム貯水池の土砂堆積の進行、河床低下や洗掘などの課題が明らかになり、その課題に対し、ダム管理者は、堆積土砂の掘削等による治水機能の確保、河川管理者は、堤防の強化等による河床低下や洗掘への対応など、取り組むべき対策の必要性を整理したところであります。

○坂口博美議員 それでは、小丸川水系総合土砂管理計画において、ダム貯水池における問題点、河川の河床及び堤防などへのリスクについて、検討委員会ではどのように分析されている

のか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 小丸川水系にある松尾ダムや渡川ダムは、県管理のダムとしては最も古く、経年的なものに加え、近年の出水により大量の土砂が貯水池に流入し、治水容量の不足に伴う治水安全度の低下が課題となっております。

また、小丸川においては、洗掘による護岸の被災が発生しているほか、急勾配区間では高速流の発生が確認されており、大規模な洪水時には、堤防などの構造物が被災する可能性が高まっております。

近年、水害リスクが増大する中、洪水時にも堤防などが適切に機能を発揮できるよう、河川管理施設をより強固なものにする必要があることから、河川管理者である国と県が主体となり、流域の関係者と連携し、小丸川の強靱化にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ということは、つまり小丸川の被災リスクについては、ハード面では極めて深刻な状況にあり、洪水時における生命や財産への危険性が大きく懸念されるとの答弁だと受け止めましたが、そのような解釈でよろしいのか、知事に確認いたします。

○知事（河野俊嗣君） 小丸川におきましては、今部長も答弁しましたように、ダム貯水池の土砂堆積が進むとともに、大規模な洪水時には、堤防などの構造物が被災する可能性も高まっております。

また、他の河川と比較し、急勾配区間では高速流の発生が確認されるなど、その特殊性を踏まえると、強靱化対策を優先的に進める必要があると認識しております。

小丸川の対策を加速させるためには、国土強靱化予算をはじめとする河川整備に必要な予算

の確保が重要となってまいります。

今後とも、国土強靱化予算の必要性を国に強く訴え、県民の命と暮らしを守るため、私が先頭に立って、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 大変リスクが迫っておりますので、ぜひこれは早急に全力を尽くしていただきたいと思っております。

では続けて、生態系への影響についてであります。小丸川水系総合土砂管理計画では、小丸川管理上の現状と課題の中で、「洪水後の濁水が長期に及ぶと魚類等への影響が懸念」であるとして、濁水長期化の軽減対策の必要性を指摘しております。

この指摘に対する見解と併せ、濁水が長期化することの主因につき、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 小丸川の濁水の長期化につきましては、魚類や景観など、河川環境全般にわたる影響があると認識しております。

小丸川の上流域における地質の特性上、濁水には、沈降しにくい細かい粒子が多く含まれているという特徴があります。

ダムにおいては、洪水時にこの濁水を貯留した後、細かい粒子の沈降や貯水池全体の水の入れ替わりに時間を要し、濁水が長期間にわたり滞留することに加え、貯留した水を発電使用やかんがい用水の供給のために継続的に放流することなどが、長期化の要因と考えております。

県としましては、濁水の長期化は重要な課題でありますので、関係機関とより一層の連携を図り、濁水長期化の軽減に向けた取組について検討してまいります。

○坂口博美議員 よろしくお願ひいたします。

ここでまた、再生林の問題に戻ります。

山にはもう切る木がないとも聞きますが、実際に山地を通行するときなどは、相当な量の杉などを各所で目にいたします。これは何を意味するのか、そしてまた、現在の山では年間どれくらいの杉のストック量が育っているのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県では現在、杉の年間伐採量の60年分以上に相当する資源量がありますが、これまで伐採の多くは、林道や作業道から近いなど搬出等の条件がよい森林から行われていることから、切る木がないとの話につながっているものと推察されます。

杉のストック量につきましては、全体の蓄積量は9,600万立方メートルで、そのうち36年生以上の収穫可能な蓄積量が約8,900万立方メートルと、93%を占めております。また、年間の総成長量は約132万立方メートルとなっております。

○坂口博美議員 年間総成長量の132万立方メートルは私有林分であって、国有林を合わせると、約185万立米程度になるのではないかなと考えております。

現在の年間需要が190万立米前後ですから、これでほぼ需給は合おうかと思いますが、人口減少による住宅建築戸数の減少の流れの中で、今後にかけて8,900万立米に及ぶ高齢木のストック分が市場に出回るとなると、材価への影響が心配になりますが、今回はあえてこれには触れずにおきます。

続けて、九州の林業県の丸太の価格及び林業作業者の労務費や福利厚生などはどうなっているのか、これらに対しての御認識と併せ、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 九州で50万立方メートル以上の素材を生産しているのは、本

県、熊本、大分、鹿児島の4県となっています。

製材用杉丸太の価格については、国の統計によると、直近4年間の立方メートル当たりの平均価格で、本県は約1万5,000円と熊本県より2,000円程度低く、他の2県と比べると、同程度か、やや低い水準にあります。

また、造林を主とする森林組合作業員の日額については、本県は9,400円で大分県より4,000円程度低く、他の2県とは、同程度か、やや低い水準にあります。

社会保険をはじめとする福利厚生については、国の統計や聞き取り調査によると、各県ともほぼ同様の水準にあります。

県としましては、特に労務費について大分県とは大きな開きがあることから、担い手の確保に向けては、作業員の待遇改善が課題であると認識しております。

○坂口博美議員 担い手が足りないということですから、そこは大変重要な部分だと思えます。ぜひこれは丁寧な研究・検討を重ねていただき、実行に移していただきたいと思えます。

では次に、新幹線問題に関して伺います。

新幹線整備につきましては、昭和48年の国の基本計画への位置づけ以来、整備計画への格上げを目指し、長年にわたり多大な努力を注いできているところであります。

大都市圏から遠い地にある本県にとっては、申すまでもなく、安全性の向上や移動時間の短縮が図られるなど、大量かつ高速移動のための優れた交通手段であり、県民の大きな夢や希望そのものであります。

しかしながら、県を挙げて長期にわたり取組を続けているにもかかわらず、いまだ一步の前進すら見ることなく、現在に至っております。

そのような中、過ぐる本県知事選挙に際しまして、河野知事と票を二分した相手候補者は、日豊本線を生かしたミニ新幹線構想を打ち上げ、相当数の県民がこれを高く評価し、大きな関心を見せました。

私個人といたしましては、工事施工上の問題あるいは現在運行中の列車の問題などを思いつくときに、この構想につきましては、極めて現実性に欠けると考えております。この構想に係る知事の御見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) ミニ新幹線は、在来線の線路の幅を改良することなどによりまして、在来線上を新幹線が運行する方式であります。全国の導入事例を見ますと、これまで平成4年開業の山形新幹線及び平成9年開業の秋田新幹線の2例にとどまっております。導入が進んでいない状況にあります。

これは、急カーブや踏切のある在来線を運行する関係上、線路の曲線改良、橋梁補強、トンネル改修など、大規模な線路の改良工事が必要となるということがございます。ミニ新幹線という名前から想定されるような、予算の大幅な削減というものが期待できるわけではない。こういったことに加えて、工事期間中における在来線の運休や減便、ミニ新幹線導入後の既存ダイヤの利便性低下といった問題があるためと考えられます。

また、仮に改良工事を実施した場合でも、最高速度の上限が特急と同程度にとどまることなど、多額の投資に見合う効果が得られないことも要因となっております。

こうした現状を踏まえますと、ミニ新幹線の整備には様々な課題があると認識しており、県としましては、引き続きフル規格による新幹線の実現に向けて取り組んでまいります。

○坂口博美議員 現実味に欠けると申し上げましたけれども、結果的に私は、ミニ新幹線構想については、実現は困難であり、本県の選択肢とはなり得ないと判断いたしております。

では、知事がその必要性を強く主張しておられる東九州新幹線はどうなんだということになりますが、これについて、基本計画では大分ー宮崎ー鹿児島ルートとなっております。

そして、これとは別に、この構想よりも九州新幹線を宮崎まで延長させる手法のほうが、実現の可能性はむしろ高くなるといった話もまた他の方面から耳にいたします。

しかし、私はそのいずれについても、投資費用や両隣県との負担金などの調整が極めて高いハードルになるだろうと推察しており、これまた実現には甚だ大きな疑問を感じております。

そういった中、大分県では、従来からの日豊本線ルート構想に加えまして、日田市や由布市などを通る久大本線ルートの調査にも着手し、去る21日にその結果を公表しております。

これらを総合的に考えますときに、知事が本気で新幹線の宮崎乗り入れをかなえようとされるなら、本県も熊本県の新八代からの九州横断ルートを調査・検討されることがぜひとも必要であろうと、かように考えます。知事の御所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、速達性、大量輸送性に優れた新幹線の本県への乗り入れは、産業や人材を地方に呼び込み、地方創生を加速させ、本県が将来世代にわたって繁栄していくための重要な交通インフラになるものと認識しております。

東九州新幹線につきましては、昭和48年に基本計画路線に位置づけられて以降、進展のない

状況にあります。毎年これは要望しているところではありますが、まだ打開しない状況でありませぬ。

本年6月に国は、「基本計画路線等について、地域の実情に応じた今後の方向性について調査・検討する」との方針を示したところであります。

また、隣県の大分県では、整備計画路線への格上げに向け、独自に複数のルートを検討するなどの取組を行っております。

このような中、熊本県新八代と本県とを結ぶルートにつきましては、今後の実現可能性などを踏まえ、有力な選択肢の一つであると認識しております。

県としましては、県民の新幹線実現に向けた夢や期待に応えるため、新幹線をめぐる様々な動向を引き続き注視しながら、御提案のありましたルートを含め、調査・研究にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひともよろしく願います。

日本一挑戦プロジェクト事業については、「県民と一丸となって現在の閉塞感を打ち破り、県政の発展に努めてまいります」との強い決意を先ほど示されました。その決意については高く評価させていただきます。

しかし、このプロジェクト事業もそうではありますが、今お答えをいただきました新幹線問題、あるいは再造林に対する県民の理解の獲得、理解の醸成、さらにはグリーンカーボンやブルーカーボン問題、いずれも難易度の高い課題であり、恐らくは、これまでの行政の常識を超えた対応すら必要になってくる場面も多々あるかと思っております。

そういった中で、これまでの河野知事の県政

運営を思い起こしますときに、私はどうしても河野知事は官僚の域を抜け切れない方だなと感じております。

申し上げましたように、そのいずれもが、これまでの取組の延長では突破することが至難極まる取組であります。今までの姿勢で臨んだ場合、大きな失敗はないでしょうが、日本一という成果も厳しいと思います。

経済評論家の大前研一氏は、次のようなことを言っています。「突破できる人間とできない人間の違いは、要するに自分にはまだ経験がないというときに、そこを避けて通るか、とりあえず入ってみよう、何かあるかもしれないと思うかの違いである。なぜなら最初から成功の道が見えている人間など今の世界にはいないからだ」と。

そしてまた、次のようにも言っています。「答えのない世界では、新しいことにトライして試行錯誤していく能力が問われる。リスクを取る、リスクのあることを選んでやっていくということが正解への唯一の道となる。答えのない危険な道を歩むことが、成果を出すための当たり前の道となるのだ」と。ぜひ一步、踏み込んでいただきたいと思います。

そしてまた、ノーベル賞受賞者のマザー・テレサは次の言葉を残しています。「大切なのは、どれだけ多くのことをしたかではなく、それをするのにどれだけ愛を込めたかです」。私はあれもやった、これもやったというものもよいけれども、このことに私は愛を込めて成し遂げたということが大切だと。

「県民の未来の幸福のために心から愛を注ぎ込んだ」と振り返られる仕事を河野知事にぜひ期待いたしております。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 我が国は今、急速な社会経済の変化や国際情勢の不安定化など、これまでの常識では予測不可能な時代に直面しております。さらに、デジタル化の加速化やゼロカーボン社会づくり、人々の価値観や行動の大きな変容などへの新たな対応も必要となるなど、時代はまさに大きな転換点にあります。

このような中においては、御指摘がありましたように、前例にとらわれることなく、より一步踏み込んで、未知なる領域に積極的に挑戦していくことが求められており、議員御紹介の大前研一氏の言葉は、まさにそうした取り組むべき姿勢を表しているものと考えております。

また、議員御紹介のマザー・テレサの言葉は、愛情や情熱を持って事に当たることの大切さを説いたものだと、それぞれ議員の御指摘をしっかりと受け止めているところでございます。

私は13年前、口蹄疫という未曾有の事態に直面するこの愛する宮崎で、自分が役に立ちたいという思いで、これまで経験のない政治という世界に一步踏み出す決断をいたしました。その就任直後に、300年ぶりのマグマ噴火、新燃岳の噴火にも直面し、未曾有の災害となった東日本大震災、それを踏まえた南海トラフへの対策、そして、かつてない人口減少というような様々な課題に真正面から取り組んできたところでございます。

先行きの不透明感や閉塞感が増す中だからこそ、不安や苦悩を抱える方々にしっかりと寄り添い、未来は自らがつくっていくという強い気概を持ち、県民の皆様と一緒に新たな県づくりに取り組み、共にこの困難を克服し、県政のさらなる発展に尽力をしたい、その覚悟でございます。

先人の皆様が築き上げてきた本県の強みや財産などを力として、県民の幸せを第一に考えながら、変化や失敗を恐れることなく、情熱を持って積極果敢に新しいことに挑戦し、議員の御指摘というものを肝に銘じながら、安心と希望あふれる未来をしっかりと切り開いてまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

これは先が見えない、そして閉塞感が漂っている、県民みんなが大変心配、不安な中での日々であろうかと思えます。

しかしながら、県民の皆さん、そして国民の皆さんというのは、見るときは愚のように見える。愚のごとくして実際は賢なんだと。人々は本当に賢いんだと。だから、見えるものはちゃんと真実は見抜く。そこに愛があるなら、心があるなら、それはしっかりと響いていく。そう私は信じております。

ぜひとも愛を込めた仕事というのを、この難局を切り抜ける、打破していくに当たって、県民のために尽くしていただきたい、心していただきたいと強く願っております。

これをお願いしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の丸山裕次郎です。4月の県議会議員選挙におきまして、小林市、高原町の皆様のおかげで7期目を当選させていただきました。誠にありがとうございました。いま一度、初心に戻り、県民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従い順次質問しますので、知事をはじめ、執行部の皆さんの明快な答弁をよろしくお願いいたします。

本日は11月29日、「いい肉の日」ですが、まず、畜産振興についてお伺いいたします。

昨年10月の鹿児島で開催された第12回全国和牛能力共進会では、出品された畜産農家、関係団体の日本一の努力と準備のおかげで、4大会連続の内閣総理大臣賞を受賞し、「日本一おいしい」というすばらしい成果を上げていただき、心から敬意と感謝を申し上げます。私も会場に行き、宮崎牛の名前が呼ばれるたびに大きな歓声と拍手があり、感動を共有させていただきました。

その鹿児島全共からはや1年がたち、次回の北海道全共に向けた取組として、6月議会に優良雌牛保留対策事業を提案されました。次期北海道全共に対する意気込みを感じたところであります。

そこで、第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けてどのような姿勢で取り組むのか、知事にお伺いいたします。

次に、国際交流についてお伺いいたします。

まず、宮崎県人会世界大会であります。海外から19団体、国内14団体から約270名の方々が参加され、県議会からも、濱砂議長をはじめ多くの議員や県内各種団体の方々が一堂に会し、「つながろうひなたで つなげよう世界へ」のテーマの下、有意義な交流の機会となったと感じております。

私も、約10年前のブラジル移住100周年記念事業で、ブラジルでお世話になった県人会の皆様と再会でき、当時、私も準備に関わった高千穂の夜神楽の公演の思い出など、大変盛り上がったところであります。

今回の大会は、置県140年を記念し、本県としては初めての開催であり、ふるさと宮崎の再発

見、ネットワークの強化など、所期の目的を果たしたと思っておりますが、一方で、ハワイ県人会会長が謝辞の中でおっしゃったように、大会でできたふるさと宮崎との絆をいかにつなぎ続けていくか、またその成果をいかに生かしていくかが大変重要ではないかと思っております。

そこで、宮崎県人会世界大会の成果を今後どのように生かしていくのか、知事にお伺いいたします。

あわせて、台湾との国際交流についてお伺いいたします。

台湾は、地理的にも近く、本県ゆかりの先人たちの活躍など歴史的にもつながりがあり、経済面、文化面など、国際交流のパートナーとして大変重要な地域であります。県議会では、平成15年に日台友好議員連盟を設立し、これまで長年会長であった星原元議長のリーダーシップの下、精力的な交流事業を続けており、本県と台湾の新竹県や桃園市との交流協定にもつながったと考えております。

このたび、僭越ながら私が連盟の会長を引き継がせていただき、責任の重大さを感じております。

来月は、議員連盟のメンバーとともに、宮崎と台湾との定期便の再開を含め、新型コロナウイルスで疲弊した経済活動を活性化させるため、台湾との国際観光交流促進、貿易、企業誘致などの経済交流を目的に、台湾総統府など関係機関を訪問する予定にしております。

特に、今年の7月に県商工会連合会と台日商務交流協進會が業務協力覚書(MOU)を締結されたほか、11月には、台湾の台中市にある日南駅と宮崎の日南駅が同名駅ということをつなぐために、JR九州と台湾鐵路管理局とで姉妹駅

の協定が結ばれるなど、民間レベルの交流が大きく進展しております。日南駅のある台中市との交流協定などの検討など、県としても、さらなる進化に向け、動き出す時期ではないかと考えております。

そこで、台湾との国際交流について、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、森林行政についてお伺いいたします。

森林は、木材の供給のみならず、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全など、多面的な機能を発揮しており、我々の日常生活に様々な恵みをもたらしております。この森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形での循環利用をすることが重要であります。

我が県は、御承知のとおり、32年連続杉素材生産日本一、製材品出荷量日本一の林業県であります。令和6年度重点施策として、日本一挑戦プロジェクトの本格展開を掲げ、この中のグリーン成長プロジェクトにおいて、再造林率日本一への挑戦が打ち出されました。また、再造林の推進に関する条例(仮称)の制定を目指すとも伺っております。非常に期待しております。

そこで、再造林率日本一への挑戦及び再造林の推進に関する条例(仮称)の制定についての知事の思いをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終え、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、全共についてであります。

昨年の鹿児島大会におきまして、本県が4大会連続で内閣総理大臣賞を受賞し、「おいしさ日本一宮崎牛」の称号を獲得できたことは、議

員の地元の西諸県も大きな力になっていただいたわけでありますが、県内生産者の大きな誇りとなるとともに、国内外における宮崎牛のブランド力強化につながっております。

一方で、次回大会は、開催地の北海道をはじめ、他県のレベルも向上していることから、さらに厳しい戦いになると思われま

す。この全国和牛能力共進会は、本県の和牛改良の進捗を他県と比較できる重要な機会でありま

す。このため、過去の栄光にとらわれることなく、購買者や消費者のニーズに応える肉質や生産性向上が期待できる種雄牛造成にしっかり取り組むとともに、能力の高い繁殖雌牛づくりに努め、本県の肉用牛全体をレベルアップしていかなければならないと考えております。

前人未到の極めて困難な道、困難な目標であると考えておりますが、関係機関と連携して日本一を目指してまいります。

次に、宮崎県人会世界大会についてであります。本大会に当たりましては、濱砂議長をはじめ、県議会、市町村や各企業・団体、さらには、多くの県民の皆様

の御理解と御協力をいただき、参加された方々に温かい歓迎の気持ちを伝えることができ、全体として成功裏に終えることができたものと考えております。大会会場では、様々な場面で世代を超えた交流の輪が広がり、ふるさと宮崎への思いや絆を深めるとともに、本県の魅力の再発見にもつながるなど、参加された皆様から「すばらしい大会であった」とのお声をいただいたところであります。

私自身も、県人会の方々との交流を通して、つながりを広げていくことの大切さ、またこういう場を設けていることの重要性を改めて感じ

たところであります。

今後は、これらの成果を生かし、それぞれの県人会の活動をより一層充実し、次世代への継承につなげていくとともに、県人会とのネットワークをさらに強化して、本県の魅力発信や県産品の販路開拓、観光誘客、また国際社会で活躍する人づくりなどに積極的に取り組んでまいります。

最後に、再造林の推進についてであります。

グリーン成長プロジェクトにおきましては、林業先進県としての強みを生かし、持続可能な林業の確立に向けて、再造林率日本一という高い目標を掲げ取り組んでおります。

再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であり、林業関係者や県民が一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠であります。

このため県では、再造林に取り組む関係者の役割や施策の方向性を示すことで意識醸成につなげ、再造林を強力に進めるため、全国に先駆けて、再造林に関する条例を制定することとしております。

先日、私も椎葉村におきまして、杉の植付け作業を体験するとともに、作業員の方々と意見交換を行い、改めて植林作業の大変さや現場の課題といったものを実感したところであります。

県としましては、関係者が一体となって、再造林に先導的に取り組む宮崎モデルを構築するなど、再造林率日本一の達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） お答えします。台湾との国際交流についてでありま

す。

台湾は、本県にとって、新竹県及び桃園市と友好交流協定を結び、高校生の招聘事業や訪問団による相互交流を積極的に行うなど、国際交流のパートナーとして大変、大切な地域であります。

特に今年は、議員のお話にもありましたように、社会経済活動や人流が戻り、今月初めには日南市の日南駅と台中市の日南駅の間で姉妹駅協定が結ばれるなど、民間レベルでの交流も大きく進展しております。

県といたしましても、来月、台中市内で初めて宮崎フェアを開催し、県産品のPRを行うこととしております。県人会世界大会に続く台湾との交流促進を図る絶好の機会でありますので、国際交流の新たな方策等について、台湾の皆様と積極的に意見交換を行い、さらなる友好関係の構築につなげてまいります。

○丸山裕次郎議員 それでは、再質問を行います。

再質問に入る前に、全国和牛能力共進会の第13回大会、2027年は北海道に決まっております、さらに第14回大会、2032年は岐阜県での開催が決まっております。ちなみに、全共の第1回目は昭和41年に岡山県で、第2回は昭和45年に鹿児島県で、第3回は昭和52年に本県で開催されております。岐阜県は、第8回の平成14年に全共を行っており、実に30年ぶりの2回目の開催をする予定になっております。昨年開催された鹿児島県も2回目の開催をしております。

北海道全共が開催される同じ年に、宮崎県では2回目の国体改め国スポを迎えます。2回目の全国和牛能力共進会を本県でも開催する検討があると思っておりますので、2回目の開催の検討をまず要望しておきます。

北海道全共に向けて、困難な道ですが、関係機関と連携して日本一を目指していくという答弁を知事からいただきました。ぜひ日本一を目指していただきたいと思っております。

私としては、北海道全共の課題として、牛の移動距離の対応はもちろんのこと、現在、和牛経営の危機的状況を含め、全共対策どころではないという農家の意識が心配であります。

10月に開催された第64回宮崎県畜産共進会で、畜産農家から、非常に経営が厳しいので、4年後の北海道全共どころか、明日の経営をどうしたらいいかわからないという実態を聞かされました。

また、先日の西諸畜連での子牛の競りを見に行きました。子牛の競り価格は先月の取引価格より若干戻したものの、前年同月と比べると15万円近く安くなっており、約49万円で採算性を大きく下回っており、非常に危機的な状況と痛感しました。

そのような中、11月20日付の日本農業新聞に、「和牛の増頭抑制へ 24年度、更新事業を後押し」という表題で、高齢の繁殖雌牛から成長がよく肉質に優れた繁殖雌牛への更新に重点を移して支援する「優良繁殖雌牛更新加速化事業」が新たに打ち出され、約52億円を計上、更新1頭当たり交付単価は、優良な繁殖雌牛で10万円、遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛に15万円と記載されております。

そこで、国の補正予算案に盛り込まれた繁殖牛の更新事業について、県はどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 現在の子牛競り市の動向を見ますと、高齢な繁殖雌牛から生産された子牛が平均価格を引き下げている傾向にあります。

このため国は、高齢な繁殖雌牛の増加という全国的な課題に対応するため、若い繁殖雌牛への更新を推進する「優良繁殖雌牛更新加速化事業」を創設し、補正予算案に盛り込まれました。

本県としましても、9月補正予算で「宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業」を措置し、より能力の高い繁殖雌牛への展開に取り組んでいるところであり、大変ありがたく感じております。

引き続き、国の事業も有効活用しながら、関係機関と一体となって、肉用牛生産基盤の強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 国の補正予算で打ち出された優良雌牛更新事業等で取引価格が回復してほしいと思っておりますけれども、12月まで措置されております子牛生産者臨時経営支援金のようなセーフティー制度が1月以降も必要だと考えております。国の動向を注視してまいりたいと思っております。

和牛生産の厳しい状況を打破するためには、牛肉の消費拡大が必要であります。県は10月に東京食肉市場まつり2023に協賛されております。宮崎牛の消費拡大につながる、よい機会だったと考えております。

また、11月21日付の日本農業新聞に、国の補正事業として、和牛肉需要拡大緊急対策事業として50億円を計上し、新たに需要拡大に取り組む食肉事業者を対象に、1頭当たり最大15万円の奨励金を交付するほか、和牛の魅力伝えるイベントの実施や、輸出拡大に向けたインバウンド、訪日外国人へのPRにも支援するようあります。非常に時宜を得た事業ではないかと感じております。

そこで、東京食肉市場まつりの手応えと今後

の消費拡大について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 10月14日、15日の2日間にわたり開催されました東京食肉市場まつり2023では、約1万7,000人も首都圏の消費者に御来場いただきました。

私も会場で宮崎牛が飛ぶように売れていく様子を目の当たりにし、首都圏における消費者の購買力の高さを改めて認識するとともに、卸売業者にも広く宮崎牛をPRできたものと大きな手応えを感じたところです。

今般、国の補正予算で消費拡大対策も拡充されましたことから、県としましても、引き続き、国や市町村、関係機関と一丸となって、イベントの開催や様々なメディアを活用した宮崎牛のPRを行うとともに、海外のバイヤーとの商談会の実施など、国内外への販路及び消費の拡大に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 消費拡大を推進するには、全共で日本一おいしい宮崎牛の称号を有効に使うことは重要と考えておりますが、そのためには、どの宮崎牛を食べてもおいしい、おいしさにばらつきがないようにしていくのが必要だと思っております。

県の畜産共進会の枝肉部門において、これまでBMSナンバー、A5などの肉質だけでなく、おいしさの評価の基準の一つとして使われているMUF Aのデータも入れた評価をする必要があると思っております。

いずれにせよ、関係団体と連携を図りながら、全共で日本一おいしい称号を最大限に活用し、消費拡大を要望しておきます。

次に、国際交流について再質問を行います。

国際交流をする上で、本県からの国際便が不可欠です。ソウル線に関しては、9月からアシ

アナ航空により再開されましたが、残念ながら、宮崎—台北線は就航されておられません。福岡県や熊本県では既に台北線が再開され、羨ましく感じております。

駐福岡台湾総領事や台湾日本関係協会の皆様が日本に来られる際などに、宮崎—台北線の再開について私も要望させていただきました。協力はしていきたいと思いますが、旅客機、人員の確保などの課題を解決しないといけないという話は伺っております。

そこで、全国の台北線の就航状況と、宮崎—台北線の早期再開に向けた取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 台北線につきましては、昨年10月に新型コロナの水際対策が緩和されて以降、全国の空港で順次運航が再開されており、コロナ前の令和元年10月末の25空港に対し、現在は新規就航を含め20空港まで回復しているところであります。

一方で、本県におきましては、令和2年2月以降、定期便が運休していることから、これまで知事や副知事、経済団体が現地を訪問し、チャイナエアラインをはじめ、その他の航空会社に対しても、就航の働きかけを精力的に行っているところですが、再開のめどは立っていない状況にあります。

本県にとりまして台北線は、台湾との交流拡大を図る上で重要な基盤であるため、引き続き県議会の皆様にも御支援いただきながら、関係団体等とも連携し、一日も早い再開に取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、約8割の便が再開されており、宮崎線の遅れを感じております。一日も早く再開できるように、全力を挙げて取り組んでいただきますこと

を要望しておきます。

次に、森林行政について再質問させていただきます。

本県は、杉素材生産が187万8,000立方メートルで、平成3年以降、32年連続日本一、なおかつ製材品出荷量も2年ぶり2度目の日本一の林業県であります。

この日本一があるのは、先人のたゆまぬ努力のおかげであり、宮崎の森林資源を次世代につなげていくためには、再造林などの着実な推進が我々に課せられていると考えております。

そこで、県内でどれくらい的人工林が伐採され、再造林はどれくらい行われているのか。また、再造林されなかった面積はどれくらいあるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 人工林針葉樹の伐採面積は、国が発表する木材統計による素材生産量から推計しており、令和3年度は2,854ヘクタールとなっています。

一方、再造林面積は、人工林伐採地における補助事業等の造林実績を集計したもので、令和3年度は2,092ヘクタールで、再造林率は73%となっています。

また、伐採面積から再造林面積を差し引いた再造林されなかった面積は、平成24年度から令和3年度の10年間の累計で約6,200ヘクタールとなっています。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、令和3年度で約700ヘクタールが再造林されておらず、平成24年度から令和3年度の10年間の累計で、約6,200ヘクタールが再造林されていないようであります。

本格的伐採の時期を迎えている本県にとって、森林資源の再構築には再造林の推進が不可欠ということで、壇上から述べましたように、

再造林率日本一を掲げていることは大変期待しておりますが、現在の再造林率は全国3位の73%になっております。

そこで、再造林率が73%にとどまっている要因と、それを向上させるための具体的な支援策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 再造林率が向上しない要因としては、森林所有の大半が小規模・分散的であることなどによる経営意欲の低下や、作業員や事業者の担い手不足、林業採算性の低さなどが考えられます。

このため、グリーン成長プロジェクトでは、意識の醸成や支援体制の充実、新たに再造林に取り組む作業員の確保や処遇の改善、生産性の向上や省力化につながる新しい技術の導入、県産材需要の拡大などに取り組むこととしております。

さらに、これらの取組をより実効性のあるものにするため、各地域ごとに関係者間で再造林に関する情報を共有し、連携・調整を行う体制を構築することについても検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 平成3年から杉素材生産32年連続日本一は、先人の努力のたまものですが、昭和40年代の拡大造林の際は、急峻な山でも植付けをしましたがけれども、そのような急峻な場所は再造林に不適で、自然の山に戻したほうがよいと考えております。

そこで、再造林は林業経営に適した場所に集中的に行うべきだと思っておりますが、県の考えを環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 林道や作業道から近いなど、採算性が高く、効率的な林業経営が可能な森林において、伐採後の再造林が行われることは、本県の誇る木材安定供給能力の

さらなる強化と循環型林業の実現に向けて、重要な課題であると考えております。

このため、グリーン成長プロジェクトでは、特に林業経営に適した森林において、しっかりと再造林に取り組まれる仕組みを検討しており、市町村や森林組合等とも連携しながら、循環型林業の実現を目指してまいります。

○丸山裕次郎議員 北海道の再造林率は90%で日本一と伺っております。日本一になることは非常にハードルが高いと感じております。

日本一の再造林を目指すために、知事から「関係者が一体となって、再造林に先導的に取り組む宮崎モデルを構築し、しっかりと取り組んでいく」と答弁がありました。

宮崎モデルに再造林の適正ゾーニングを設定すべきと考えており、また、再造林を推進するためには、森林の集約化・スマート化等が不可欠だと考えております。宮崎モデルを構築する際には参考にさせていただくことを要望しておきます。

壇上から述べましたように、再造林の推進に関する条例（仮称）を制定することは、再造林に向けた意識の醸成を期待する一方で、精神条例にとどまってはもったいないと思っております。

そこで、制定予定の条例に、森林所有者や森林組合など再造林に関わる関係者の役割を明記すべきだと思っておりますが、どのように考えているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 条例において、県をはじめ、市町村、森林所有者、森林組合、事業者、県民等のそれぞれの役割を規定することは、再造林に関わる全ての関係者が一丸となって再造林を進めていきたいという、県の

強いメッセージを打ち出すことにつながるものと考えております。

各関係者の役割を含む条例の案については、森林審議会における専門的意見のほか、市町村や関係団体等の意見も踏まえて、しっかりと検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 森林を伐採するときには、市町村に伐採届を出すことが必要ですが、伐採した後には再造林すると申請したにもかかわらず、再造林しない事例があるようです。

森林組合など優良事業者が伐採した箇所は、しっかりと再造林が行われている一方で、森林を伐採する際に森林所有者へ再造林を働きかけることをしないまま伐採地を離れる事業者があるようですが、指導できないのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 昨年、県が実施したアンケート調査によると、森林所有者が伐採事業者から再造林の必要性や必要経費などに関する説明を十分に受けないまま売却しているケースが多数見受けられ、再造林が進まない原因の一つとなっています。

県では、「伐採・搬出・再造林ガイドライン」の中で、伐採事業者が森林所有者に再造林の働きかけを行うことを規定しており、研修会の開催や、市町村と連携して行う伐採現場パトロール等を通じて、周知徹底を図っています。

グリーン成長プロジェクトでは、ガイドラインを通じた取組をより実効性のあるものにするための仕組みについても検討しているところであります。

○丸山裕次郎議員 伐採届並びに再造林の確認作業を行う市町村の役割は大きいのですが、市町村の林業行政に携わる職員の専門性、人員が十分でない状況だと感じておりますので、県の

支援が必要だと強く感じております。市町村への支援を強く要望しておきます。

次に、医療行政についてお伺いいたします。

私の地元の高原町立病院では、医師確保に苦慮しており、来年4月からは病床を減らして運営することになっております。

また、えびの市の民間病院では、医師が集まらないということで、病床をなくして運営することになった事例や、小林市内の内科や耳鼻咽喉科などの病院が閉院するなど、ここ数年で急速に病院、医師が減少していると感じております。

そこで、医療圏ごとの10万人当たりの医師数の状況を踏まえ、医師の偏在にどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和2年12月時点の医師数は、10年前と比べ226人増加していますが、大半が宮崎東諸県医療圏での増加であり、その他の医療圏では、人口10万人当たりの医師数が全国平均を下回るなど、地域間の偏在が拡大しています。

県では、自治医科大学卒業医師を計画的に配置するとともに、医師修学資金貸与者等に対して、免許取得後、県内で9年間勤務するうちの4年間を宮崎東諸県医療圏以外の医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムを適用し、偏在解消に努めております。

また、国に対しても、知事会を通じ、臨床研修医や専攻医が都市部に集中しないための制度の見直しなど、全国的な偏在是正の提言を行っているところであり、今後とも、宮崎大学や関係機関と連携して取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 県全体では医師数が増加していることは分かりましたが、宮崎東諸県医療

圏域に医師が集まっており、他の医療圏との医師の偏在が広がっていることを懸念しております。県内どこに住んでいても適切な医療を提供する体制が必要と考えており、医師の偏在是正に取り組むべきと考えておりますので、偏在是正ができるようにまず要望しておきます。

医師の偏在是正には、自治医大卒の医師の活用が必要だと考えております。自治医大卒の医師は累計100人を超えていると伺っておりますけれども、県内で従事している医師は約7割と伺っております。3割の医師がスキルアップ等のため県外で頑張っていると思っておりますが、できるだけ早く本県に戻っていただきたいと考えております。

また、県内の医師の偏在是正には、自治医大卒の義務年限が過ぎた医師をいかに県内にとどめるかが必要だと考えております。

そこで、義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着に向けてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師の県内定着は、地域医療体制の充実を図る上で極めて重要であります。県内定着に向け、将来のキャリアに関する面談を行う中で、義務年限終了後の県内勤務を働きかけており、自治医制度開始当初は定着率が5割程度でありましたが、ここ10年では約7割となっております。

なお、義務年限終了後は、一旦県内外の大学等で最先端の技術を学び、専門性を高めたいとの希望を持つ医師も多いことから、継続して本県の地域医療の重要性を訴えるとともに、他県の取組等も参考に、市町村や大学等の関係機関と連携して、今後とも、より多くの自治医科大学卒業医師の県内定着が図られるよう取り組ん

でまいります。

○丸山裕次郎議員 自治医大卒で義務年限を過ぎた医師を県職員として採用して、県立病院や市町村の公立病院と連携して派遣できるようなシステムができないのかなどの検討も要望しておきたいと思っております。

私の地元の高原町立病院には、県立宮崎病院から非常勤医師に来ていただいております。町民から非常にありがたいという声を聞いております。

そこで、県立病院から医師不足地域への医師派遣の状況と今後の取組について、病院局長にお伺いたします。

○病院局長（吉村久人君） 医師不足地域への医師派遣による地域医療の充実への貢献につきましては、県立病院が担うべき重要な役割であると認識しております。「宮崎県病院事業経営計画2021」の中でも、基本目標である「県立病院へのニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との連携強化」のための具体的取組の一つとして掲げているところであります。

現在、国民健康保険高原病院のほか、小林市立病院、日南市立中部病院、高千穂町国民健康保険病院など県内の医師不足地域の医療機関からの要請に応じ、できる限りの派遣を行っております。

今後は、特に中山間地域において深刻な医師不足が懸念されますので、派遣のための体制等について、福祉保健部と連携しながら検討してまいります。

○丸山裕次郎議員 県内どこに住んでも適切な医療を受けられることが重要だと考えております。そのためには適切な医療体制の構築が必要で、その基になっているのが地域医療構想だと思っております。

地域医療構想を基に、西臼杵では、高千穂町立病院、日之影町立病院、五ヶ瀬町立病院がそれぞれ役割分担を協議し、病床の統廃合等が進捗していると思っておりますが、県全体を見たところ、新型コロナ感染のため議論が進んでいない状況だと思っております。

そこで、各医療圏ごとの地域医療構想の進捗状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 現在、各圏域の地域医療構想調整会議において、病床の機能転換や公立病院経営強化プランの検討など、地域の実情に応じた医療提供体制の構築に向けての議論が行われております。

そのような中、西臼杵郡3公立病院では、人口減少に伴う患者の減少や医師確保など将来の課題を見据えながら、来年4月の経営統合、病床機能再編に向けた準備が進められております。また、日南、串間や西諸医療圏においては、将来の医療需要を踏まえた病院間の連携や役割分担の在り方について検討が行われております。

県としましては、引き続き、地域の意向を十分に尊重しながら調整会議における議論を促進し、地域医療構想の推進にしっかりと取り組んでまいります。

○丸山裕次郎議員 次に、獣医師の確保についてお伺いいたします。

9月に我が会派の野崎議員が行った、県職員獣医師の過去の採用状況と今後の退職者の見込みについての質問に対し、「令和2年度が採用予定者12名に対して、受験者は12名、最終的な採用者が8名、令和3年度が採用予定者11名に対して、受験者は13名、最終的な採用者が7名、令和4年度が採用予定者12名に対して、受

験者は10名、最終的な採用者は5名となっております」との答弁を総務部長がしております。

畜産県である本県にとって、生産の現場や食肉の現場は非常に危機的な状況になっているんじゃないかと思っております。今の仕事を行っていくために、退職した獣医師等を非常勤として対応しているのが実情だと思っております。

そこで、食肉衛生検査所に勤務する非常勤獣医師の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 食肉衛生検査所に勤務する獣医師には、正規職員と非常勤職員がおり、令和5年度は合わせて118名となっております。10年前の平成25年度と比べますと、全体数は1名増とほぼ変わらないものの、正規職員は8名減少し55名、非常勤職員は9名増加し63名となっております。近年の獣医師確保が大変厳しいことから、検査実務を担う非常勤職員の割合が増加傾向にあります。

また、非常勤職員の高齢化が進んでおり、70歳以上の人数は、10年前の2名から現在は22名と、3人に1人を占めている状況であります。持続可能な検査体制を維持していくため、今後も引き続き獣医師確保に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、非常勤獣医師が半分以上になっている状況が続いており、さらに高齢化が進んでおり、危機的な状況だと感じております。令和6年及び令和8年には、8名ずつの定年退職者が見込まれるとのこと。そのため、職員の不足がさらに進み、生産現場、食肉現場の疲弊を懸念しております。今後しっかり獣医師を確保していくためには、特に新卒者の確保が重要になります。

そこで、新卒者獣医師確保の有効な手段として、修学資金の給付が挙げられると思えます

が、本県における県職員獣医師確保のための修学資金と実績について、関係部局長を代表して農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県では、平成21年度から、国の制度も活用し、県職員獣医師として本県に勤務する意志のある獣医学生を対象に、修学資金を給付しております。

給付期間につきましては、現在は獣医学生の4年生から6年生までの最大3か年で、卒業後2年以内に獣医師免許を取得した後、県職員獣医師として所定の業務に一定期間従事すれば、修学資金の返還が全額免除される制度となっております。

また、毎月の給付額につきましては、国公立大生は10万円、私立大生は18万円となっております。この制度を活用し、これまで48名に修学資金を給付しており、県職員獣医師の確保につながっております。

○丸山裕次郎議員 隣県の熊本県、鹿児島県や多くの県では、獣医師の初任給調整手当の上げが既に実施されております。また、NOSA I宮崎も、獣医師確保のため手当を充実したことにより、獣医師の確保につながったと伺っております。

本県でも、獣医師確保の手当の上げや、獣医師が意欲や働きがいを持っていくための負担軽減策の充実、さらには、獣医師を目指す学生に対しての修学資金の拡充を早急に実施できるよう強く要望しておきます。

次に、コロナ禍世代の対応についてお伺いいたします。

新型コロナにより行動制限を受けたことにより、生活リズムの乱れや友好関係が築きにくいなど、様々な影響で2022年度に不登校になった小中学生が、全国で29.9万人と過去最高になっ

たと、文部科学省が公表しております。また、本県でも、公立小中学校で過去最多の2,337人と報道がありました。

そこで、不登校生徒の増加について、本県の特徴と要因並びに対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県公立学校の不登校児童生徒数は、小・中・高等学校とも全国平均を下回ってはおりますが、小学校での増加が全国と同様に顕著となっております。

その理由は、無気力や不安など様々ですが、国の分析にもある、コロナ禍で子供たちの生活のリズムが乱れやすい状況が続いたことも背景と考えております。

不登校児童生徒の置かれている環境は様々でありますことから、各学校では個に応じた支援や居場所づくり、関係機関との連携など、学校復帰に向けた取組を粘り強く進めております。

県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラー等の専門スタッフ配置を小学校段階からも強化したり、県全体の教育支援センターの在り方を協議するなど、国の動きも見ながら、現在、研究を進めております。

○丸山裕次郎議員 宮崎県の不登校の特徴で小学生が多いということは、非常に気になっております。小学校、中学校からの不登校が続き、近年のひきこもりや8050など、相談しにくい家庭内問題が増加するんじゃないかと危惧しております。

昨年11月に行ったアンケートを基に、今年3月末に発表された内閣府の調査では、ひきこもりの推計が146万人とあり、また、5人に1人がひきこもりになった理由を新型コロナウイルスの流行と挙げております。

そこで、新型コロナウイルス等により、ひき

こもりが増加しているが、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） ひきこもりは、本人だけでなく、職場や学校、家族など様々な要因が複雑に絡み合っており、また長期化すると、家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であります。

このため県では、精神保健福祉センターにひきこもり地域支援センターを設置し、医療や福祉、教育、雇用など幅広い分野と連携して支援を行うとともに、県民向けセミナーの開催等に取り組んでおります。

さらに、今年度から、身近な地域においても様々な相談に対応できるよう、市町村の支援体制整備に取り組んでいるところです。

今後とも、これらの取組を進めることで、本人や御家族に寄り添った適切な対応に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 市町村等と連携を取り、ひきこもり支援が充実することを要望しておきます。

ひきこもりの課題などと同様に懸念しているのが県職員等の休職であります。休職者数等の質問を我が会派の山口議員が6月に行っており、「令和2年度が61名、令和3年度が63名、令和4年度が74名となっている。若手職員の精神疾患が増加傾向にある。本県の精神疾患による休職者が他県より割合が高いことを受け、職位や年齢に応じた研修や相談業務にさらに生かしてまいります」などと答弁しております。

新型コロナにより、行動制限やマスクをしたことにより、職場内でのコミュニケーションが取りづらくなったのが一因になっているんじゃないかと思っております。

そこで、職員が働きやすく、風通しのよい職場づくりに向けた県の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村達也君） 職員がやりがいと意欲を持って働くためには、職場内でのコミュニケーションが図られ、互いに助け合える風通しのよい職場づくりが重要であります。

このため、新規採用職員に対しては、県庁生活に早くなじむことができるよう、中堅職員が新採グループアドバイザーとして悩みや相談に応じるとともに、若手職員に対しては、同じ所属の先輩職員がOJTサポーターとして仕事のルールや進め方を助言する取組を行っております。

また、管理者においては、職員一人一人の状況を把握するための個別面談や、職員に寄り添った指導方法を学ぶ管理者向け研修の受講などを通して、組織マネジメントの向上を図っております。

これらに加え、職員同士が世代や組織を超えて交流する機会として、職員運動会などのレクリエーションも通常どおり実施しております。

○丸山裕次郎議員 職員一人一人が意欲を持って働きやすく、風通しのよい職場がどの職場でもでき、宮崎県の発展につながる人財育成、県職員を宮崎県の財産として養成していくことを強く要望しておきます。

最後に、災害対応力についてお伺いいたします。

昨年の台風第14号により、県管理分で451件、市町村管理分で937件、合計1,388件、被害額として約347億円の公共土木被害が発生しました。災害対応に当たっていただきました県・市町村職員並びに建設関係者のおかげで復旧に向かっており、感謝申し上げます。

昨年の台風第14号の大きな被害は平成17年ぶりで、久々の大規模な災害でありました。また、県北が中心のため、県央、県西からの応援があつて現場が対応できたとも聞いております。もし県全体で大きな被害が出ていたらどうなっていたかという声も建設関係者から聞いております。

そこで、昨年の台風第14号における公共土木施設災害について、復旧工事着手までの初期対応をどう総括し、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 昨年の台風第14号では、県北部を中心に甚大な被害が発生したことから、被災直後より県全域から被災地域に対する支援が行われたところです。

県におきましては、県土整備部の「大規模災害復旧応援チーム」や、県の土木職OBで組織する「災害復旧エキスパート」を派遣し、技術的な支援を行いました。

また、測量設計業協会や建設業協会などの団体に対し、大規模災害時における協定等に基づいた要請を行い、被災状況の調査や応急工事など、迅速に対応していただき、県全域での官民一体となった取組の結果、全ての災害査定を終え、復旧工事の着手が可能となったところであります。

県としましては、大規模災害に備え、昨年の災害で見えてきた課題への対応も含め、さらなる体制強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 答弁にありましたとおり、大規模災害に備え、昨年の災害で見えてきた課題にしっかり対応できるよう、市町村並びに建設関係の団体も含めて、体制強化を要望しておきます。

災害対応力を確保するためには、土木人材の

確保が重要だと考えております。しかし、近年、土木事務所等では土木職の欠員が生じており、今後起こり得る大規模災害に対応するためには、早急な人員の確保が必要と考えております。

そこで、土木職の採用の状況と確保に向けた取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村達也君) 土木職の採用につきましては、令和4年度の大学卒業程度採用試験の競争倍率が1.4倍と低い状況にあり、採用辞退により採用予定数を確保できない年もあるなど、人材の確保は大変厳しくなっております。

このため、受験者確保に向け、人事委員会や関係部局と連携し、特別な公務員試験対策を必要としない試験方法の導入や、高校、大学での説明会への参加のほか、インターンシップの受入れ等にも取り組んでおります。

また、これらの取組に加え、県土整備部では今年度から、職員のやりがいの向上等を図るため、若手や中堅職員から意見を聞く取組を行っており、その内容も踏まえ、業務効率化などの働き方改革や県職員の魅力PRなど全庁的な取組を通し、働く場として選ばれる環境づくりに努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 林業活性化議員連盟の県外調査で、熊本震災や人吉水害などの被害のあった熊本県では、国土交通省や農林水産省が航空レーザー測量を行っており、災害が発生する前の現状を把握できており、事前防災にも活用されると伺いました。

本県で、災害対応力の充実、事前防災のための測量設計も充実が必要だと考えておりますが、測量設計の現状は、人手不足、高齢化が深刻な状況と伺っております。

そこで、測量設計業の担い手不足の対応とし

て、県はどのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 測量設計業は、被災状況を正確に把握するなど、災害の早期復旧に重要な役割を担っておりますが、議員御指摘のとおり、年々高齢化や担い手不足が深刻化しております。

このため県では、働きやすい環境づくりとして、発注時期の平準化や適正な履行期間の設定に加え、受発注者間で休日や時間外の作業ルールを定めるウイークリースタンスを推進するとともに、人材育成として、3次元測量などのICT研修や資格取得の補助など、生産性向上の取組も進めているところであります。

また、担い手確保に向け、ポータルサイト「ビルミヤ」を開設し、建設産業の企業情報や魅力を発信しております。

今後とも、測量設計業の担い手の育成・確保への取組を進め、災害対応力の強化に努めてまいります。

○丸山裕次郎議員 今後発生が予測される南海トラフ地震や激甚化している台風災害に対応できるように、県の土木人材の確保や測量設計業並びに建設業の健全育成をお願いしておきます。

先ほど申し上げましたが、本日は11月29日、「いい肉の日」であります。牛肉がおいしいと思う都道府県ランキング民間調査で、宮崎県が第1位というネット記事を見ました。非常にうれしく思っております。ぜひ宮崎牛などの肉の消費拡大をお願い申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕 (拍手) 皆様、こんにちは。脇谷のりこでございます。今日も傍聴にお越しいただいた皆様、本当にありがとうございます。早速質問を始めさせていただきます。

来年度の重要施策の3つの日本一挑戦プロジェクトの一つ、合計特殊出生率が現在1.63で全国2位だから、1.8を目標にして全国一を目指そうというのがありますが、その考え方があまりにも安直というか、直線的思考過ぎると思いました。

県が合計特殊出生率1.8の錦の御旗を掲げているのだから、じゃあ子供を産みましょうという女性はほぼいません。そもそも女性が自分の能力を生かすべく、仕事を求めて都会に出ていっている宮崎県の現状です。若い女性の人口が減っているのに、さあ結婚しましょう、子供を産みましょうと県が提言するのは、女性に責任を押しつけているだけです。

令和4年度の男女共同参画白書を見てみますと、20代から30代の5割前後が結婚願望はあるとの結果が出ていますが、結婚するほど好きな人に巡り会っていない女性が約5割、男性は約4割います。ぜひとも結婚したい人は民間のマッチングアプリを活用していますし、宮崎県では結婚サポートセンターがありますから、登録して自分に合う人を探して1対1で会っています。

市町村でも、人口減少対策、子育て対策を充実させていますが、なかなか効果が得られないのはなぜでしょうか。

男女共同参画白書によると、20代から30代の若者が結婚しない理由として、結婚に縛られたくない、自由でいたいという女性が約5割、男性が約4割です。そして、仕事、家事、育児、介護を背負うことになるから結婚しないという女性も約4割います。さらに、経済力がない、仕事が不安定だからという理由で結婚しない人が、男女ともに約35%います。やはり自分の仕事の収入の範囲内で好きなことをして、自由でいることが、今の若者には満足なのでしょう。

今年3月に出された「指標でみる宮崎県」を見てみると、平均初婚年齢は男性が30歳で全国一若く、女性は29歳で全国9位、婚姻率も全国真ん中ぐらいで、宮崎県は他県より早く結婚していることが分かります。

ところが、離婚率が、沖縄、大阪、福岡に次いで全国4位と、毎年ランキング上位に入っているほど離婚率が高い県です。離婚率が高いということは、当然母子世帯も沖縄に次いで2番目に多くなっています。

宮崎県の令和2年度の県民所得は全国40位、1人当たりの県民所得は228万8,000円で、最下位の沖縄県の次、下から2番目です。

結婚後は夫婦共稼ぎで子育てすることになりますが、もし離婚したら、女性が子供を抱えて父親からの養育費ももらえず、離婚を機に貧困に陥るリスクがあるということになります。

合計特殊出生率が高いのに離婚率はトップクラス、そして県民所得はワーストクラスという宮崎県が、若者にとって魅力的なところかどうか考えたときに、都会に出ていくのは仕方のないことだと思っている自分がいます。皆さんの

お子さん方も、大学から県外に就職されて、そのまま帰ってこないという状況ではないでしょうか。

子供の幸せを願っている親でさえ、結婚を積極的に勧めていないのではないかと思います。今の結婚しない若者の時代をつくった私たち世代の責任でもあります。

10年前に公表された増田レポートを覚えておられると思います。元総務相の増田寛也さんが人口減少問題に警鐘を鳴らしたレポートです。子供を産む若い女性が都市部へ流入し、5割以下に減る自治体を消滅可能性都市と呼んでリスト化したので、我が自治体は大丈夫かと日本国中が衝撃を受けました。

コロナ禍は、東京圏への転入超過に少しは歯止めがかかったものの、コロナ後は東京一極集中が加速しています。宮崎県からも女性が仕事を求めて都会に出ていっているのを止めることができません。このままで地方は大丈夫でしょうか。

まずは、今の時代に合った若い女性の柔軟な働き方の提案や、男女の賃金格差の是正などを重点課題とし、県民挙げて宮崎のよさを実感できるような、そして幸せ度ナンバー1の県として自慢できるような風潮をつくっていく必要があると思います。

子ども・若者プロジェクトにおいて、合計特殊出生率1.8台など、日本一生まれて育てやすい県を目指すことについて、県民の理解と協力をどのように得ようとされるのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わり、この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

御質問の子ども・若者プロジェクトでは、主な指標としまして、御指摘にあった合計特殊出生率などを掲げ、出会い・結婚支援や、第2子以降の希望を後押しする施策等を強化することとしております。

2030年代に入るまでがラストチャンスと言われるような少子化傾向を何としても反転させ、喫緊の課題である人口減少の抑制につなげてまいりたいと考えております。

この少子化対策は、女性のみには負担をかけるということではありません。そうあってはならないものと考えております。今や共働き世帯が7割を超えるというような状況の中で、男女の共働き・共育てが当たり前となり、家庭で、職場で、そして社会全体で支える仕組みがなければ実現しないものと考えております。

議員御指摘のように、結婚願望のある方、そして希望出生率がなかなかそこまで実現していない方々というものを後押しする。そのために、良質な雇用の創出はもとより、仕事と子育ての両立や女性の活躍推進にも注力しながら、地元で暮らし、働きたいと感じてもらえる魅力ある宮崎づくりを進めていくことが重要であると考えております。

こうした考え方、理念を私自身がしっかりと県民の皆様に訴え、御理解いただきながら、官民一体となってプロジェクトを推進し、宮崎で結婚し、子供を持ちたいと思う人の希望がかない、安心して子育てできる教育環境をつくり上げることで、日本一生み育てやすい宮崎県を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 東京都は今年、女性の卵子凍結の費用を助成する制度を始めました。多くの女性が説明会に参加したそうです。女性はキャリア年齢と出産年齢が同じ20代から30代で

すから、卵子を凍結保存して妊娠したいときに体外受精できるということは、女性が働きたい、子供を産みたいという両方の希望がかなえられるということになり、とてもよく理解できます。

出生率を上げるためではなく、女性の気持ちに寄り添った卵子凍結も今後当たり前になってくるかもしれませんので、費用の助成制度につきましても研究していただくことを要望いたします。

続いて、台湾有事に対する県の対応についてです。

毎日ウクライナやガザ地区の戦争のニュースが流れている昨今、松野官房長官が10月17日、18日に熊本県と鹿児島県を訪れ、台湾有事などで沖縄県の先島諸島から県外に避難する12万人を受け入れる態勢整備について首長らと意見交換したとの新聞記事を見たときに、すわ一大事かと緊張感が走りました。

もし台湾有事などの武力攻撃があった場合、先島諸島からの住民避難が想定されますが、宮崎県としてはどのように対応されるのか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、国におきましては、武力攻撃に備え、先島諸島など沖縄県の離島住民の県外避難について検討を進めております。

先月、松野官房長官が九州地方知事会長であります熊本県知事や、鹿児島県知事を訪問し、避難住民の受入れ対応について依頼を行ったとのことでありまして、先月末の九州地方知事会におきまして、蒲島熊本県知事から官房長官来訪の趣旨などについて報告があったところであります。

避難住民の受入れについては、政府の明確な方針の下、都道府県が主体的な役割を担うこととされておりまして、知事が受入れ市町村の決定・通知を行った上で、避難所や長期避難住宅の確保、飲食の供給、医療の提供、教育・就労支援などの救援を行うこととされております。

県としましては、今後の国の対応を注視しながら、国や九州各県と緊密に連携しながら、今後これらの対応について検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 分かりました。台湾有事がないことを祈るばかりですが、もしもの対応として、しっかりとした受入れ準備態勢を取っていただくよう、よろしく願いいたします。

続いて、企業版ふるさと納税についてです。

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、税額控除が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減されるというのが企業版ふるさと納税です。1,000万円を寄附した場合、企業負担は100万円で済むということです。

先日、ある県に視察に伺ったら、宮崎県の企業版ふるさと納税は1億2,000万円ほどですばらしいですねと褒められました。私としても、とても誇らしく思いました。

現在の企業版ふるさと納税の現状と今後の取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度の制度開始以降、産業人材確保やゼロカーボン推進、フードビジネスの振興など、順次寄附受入れ分野の拡大を図るとともに企業への働きかけを進め、年々寄附額が増えております。

令和4年度は、寄附件数が26件、寄附金額が1億1,950万円余となり、都道府県別の寄附額順位が全国6位でありました。

今年度は、さらに寄附受入れ分野を追加したほか、新たなPR用リーフレットの作成や、寄附拡大に向けた職員向け研修会を実施するなど、取組を強化したところであります。

県といたしましては、本県ゆかりの企業をはじめ、これまで以上に多くの企業に賛同していただけるよう、引き続き、全庁を挙げて積極的な取組を展開してまいります。

○脇谷のりこ議員 職員の方々が企業に出向いて頑張っているからですね。すばらしいです。国は税額控除の特例措置を令和6年度までと言っているの、ぜひとも継続してもらおうよう県からも要望してください。よろしく願いします。

続いて、宮崎県が企業と連携協定を締結されているのをよく耳にしますが、この連携協定を締結した後、どのような取組をされているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、県と企業がお互いの保有する資源やノウハウを生かして、地域社会の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的に、企業と連携した取組を進めるための協定を締結しております。

締結件数につきましては、令和4年度末現在で、部局横断的な分野での取組となる包括連携協定は25件、災害など特定分野での取組となる個別連携協定が192件であります。

協定に基づく具体的取組といたしましては、企業のイベントスペースを利用した県政情報の発信や、県の農畜産物を使用した商品による宮崎フェアの実施、学校現場におけるライフデザインや金融リテラシー向上のための講座の開催などに取り組んでおります。

県としましては、今後とも、積極的に企業との連携を進め、官民が一体となった協働の社会

づくりに取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 今後とも、民間企業のノウハウを生かし、県との連携を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、新規就農者の育成・支援についてです。

2年ほど前から宮崎の農業を応援しようと、「WAKIちゃんねる」というYouTube動画を立ち上げて、特に新規就農者に焦点を当ててインタビューし、動画配信をしています。

県内外の若い人たちが農業に関心を持ち、今まで経験したことがない農業をやってみようという気持ちは、高齢のベテラン農家さんにすれば、「軽い気持ちで農業をやるんじゃない」と言われそうですが、それでも一生懸命に農業に取り組んでいる若い人たちを見ると本当に応援したくなります。

農業に入ろうと思うきっかけは人それぞれですが、親が非農家の場合は、今までの仕事が自分に合っていなかったとか、仕事での人間関係が嫌だったとか、サーフィンをしながら農業をするために宮崎県に来たとか、そんな形です。

J Aファームや農業大学校の実践塾での研修を経て自営就農者になり、施設園芸のキュウリやピーマン、ミニトマトを栽培されている方にお話をお伺いしますが、ハウス内をきれいに整理整頓されている方が収量を上げておられることが分かります。真面目な方が農業に向くんですね。

農業をやってみて、こんなはずじゃなかった、子供たちとの時間をつくれると思って農業に入ったのに、作業に追われて全く時間をつくれるなどと言われる方もありますが、それでも頑張っ続けておられる方ばかりです。

皆さんがおっしゃるのは、自分次第。自分が

しっかりやれば収量が上がり、収入につながる。自分がやらなければそれまでだと。自分なりに課題を見つけ、次年度はこうすると計画を立てておられます。

宮崎県では、年間約1,500戸ほどが離農されている状況ですから、新規就農者の育成・支援は重要です。農業従事者が減る中、若者の農業への参入を宮崎県も進めておられるのか、まずは新規就農者の現状について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 本県の新規就農者数は年400人程度で推移しており、令和4年は389人で、その内訳は、自営就農者が166人で約4割、雇用就農者が223人で約6割を占めております。

また、自営就農者のうち、3親等以内に農業者がいない新規参入者数は78人で過去最多となっており、増加傾向にあります。

新規参入者が増加している要因として、市町村やJ A等との連携により、就農トレーニング施設などの受入れ体制が充実したことに加え、コロナ禍において田園回帰の志向が高まったことが追い風になったものと分析しております。

○脇谷のりこ議員 新規参入者が増加しているとのことですが、やはり農業法人などへの雇用就農者のほうが多いんですね。

先日、新聞報道で、山形県の2023年度の新規就農者が378人となり、過去最多を更新したという記事が載りました。直接山形県に問い合わせたところ、378人のうち、自営就農が199名、雇用就農が179名と、自営就農のほうが多いそうです。その理由としては、機械の導入や修繕費の補助、また国庫補助に該当しなかった人にも県単独で補助をしているからではないかということでした。なかなか手厚い補助をされているよ

うです。

宮崎県も新規就農者の獲得には努力されていて、東京から移住してこられた、ある自営就農の若い夫婦にお聞きしたら、東京で開催されていた就農相談会で、宮崎県の農業振興公社の方が丁寧に相談に乗ってくださったおかげで宮崎県に来ることになったとおっしゃっていました。

就農希望者に宮崎県で就農してもらうために実施している取組について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、新規就農者を確保するため、県農業振興公社のほか、市町村やJA等に新規就農相談センターを設置し、相談から就農まで切れ目ない支援を行っております。

具体的には、就農希望者に対して、インターネットを活用した本県農業の魅力発信や、県内外での就農相談会などを実施しております。

次のステップとして、JA等のトレーニング施設で技術習得に向けた研修を実施するとともに、市町村や農業委員会等と連携して、就農に向けた計画づくりや、農地や施設の確保などの支援を行っております。

今後とも、関係機関・団体と連携し、本県農業を支える担い手の確保に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 研修を修了した後、独り立ちするために新しいハウスを建てられて、多額の借金を抱えた新規就農者も以前はおられましたが、今は、高齢で農業を辞める方から中古ハウスを居抜きで買って始められる方も多くなりました。

ところが、なかなか土地がない、中古ハウスが見つからなかった、見つかっても宮崎出身

じゃなければ売れないと言われたなど、大変な思いをしながら独り立ちする方もおられることが分かりました。その後は、地元の方々に溶け込みながら、また同業の若い人たちとの情報交換もされながら農業を続けておられるのを見て安心しました。

それでは、新規就農者に対する就農後の支援について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(久保昌広君) 県では、新規就農者の早期の経営安定を図るため、年間150万円の資金を最大3年間交付する事業を実施するとともに、経営発展段階に応じた体系的な研修の実施により、技術や知識の習得を支援しております。

また、市町村や普及センター等で編成した支援チームにより、個別訪問や面談を実施し、新規就農者の課題に応じたきめ細やかなサポートを実施しております。

さらに、SAPなど若手農業者との交流によるネットワークづくりなどを通して、地域に溶け込むための支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体と連携しながら、新規就農者に寄り添った支援に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 農業分野は太古の昔から受け継がれた第1次産業でありますから、高齢の農家の方は、昔からの農業が正しいと思われるのかもしれませんが。

ある青年は、農業を継いでくれと父親から言われ、渋々都会から帰ってきたら、何と1億円の借金をしていたとのこと。息子さんはお父さんの今までの農業のやり方を全く変えて有機農業を始め、そのことで親子が相当対立したそうです。今では若者同士でグループをつくって、有機農業で成功されております。

農業分野にもデジタル化、スマート化が普及し始めていますから、昔ながらの農業をやっておられる高齢者の方々も、若い新規就農者を温かい目で見てくださいと幸いです。

今は資材高騰で厳しい状況の中、農業経営も大変だと思いますので、私たちの命を守る農業に従事してくださる方々に感謝しつつ、農家の所得の向上に寄与できるよう、宮崎県としても就農者への育成・支援をお願いして、この項目を終わります。

続いて、交通・物流対策についてです。

先月、総務政策常任委員会の県外調査で、BRTを導入したJR九州日田彦山線に伺いました。平成29年の九州北部豪雨で被災した福岡県の添田から大分県の日田を結ぶルートで、線路だったところをJRが専用道路として整備し、バスが走ります。途中から一般道路になるのですが、バスなので、病院の駐車場にバス停が設置され、朝夕は高校の前までバスが止まるそうです。

BRT、つまりバス高速輸送システムのことですが、電車との乗り継ぎもスムーズで、電車だけのときより、バスのほうが融通が利いて利用者も増え、住民にも好評でした。

10月1日より利用者数の少ないローカル線の在り方の議論を促す改正地域公共交通活性化再生法が施行されました。国が鉄道事業者や自治体の要請に基づき、再構築協議会を設置することになります。輸送密度が1,000人未満の線区は優先して協議会が設置されるとのことですので、公表されている直近の実績で、400人未満の吉松―都城間のJR吉都線や、200人未満のJR日南線の油津―志布志間が対象になるのではと思います。

ローカル鉄道の再構築に関する法律が施行さ

れましたが、現在の状況について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(重黒木 清君) 県におきましては、本年10月に再構築に関する法律が施行されたことを受け、JR九州に対し、路線の存廃や再構築を一方向的に検討することなく、地域の意向を尊重するよう要望したところでありませう。

再構築協議会の設置につきましては、基本的に事業者が国へ要請するものと考えておりますが、現時点で同社の考えが示されていない中、県としましては、路線維持の方針の下、関係機関と連携し、利用促進に取り組んでおります。

また、特に災害の多いJR日南線「油津―志布志間」につきましては、被災した際に復旧が難しい場合なども想定し、上下分離方式やBRTなど他県の事例を研究しているところであり、今後もこれらの取組を進め、JR九州の考えも適宜確認しながら、沿線自治体と必要な対応を実施してまいります。

○脇谷のりこ議員 JRが国に再構築協議会を設置するよう要請しない限りは、県が設置を要請することはないということですが、人口減少に加え、日田彦山線のように、災害後、復旧できないことを考え、今から様々な検討をしていただくことを望みます。

続いて、宮崎市青島地区のタクシー不足に対する認識と県の取組についてです。

最近の青島地区は、ホテルや店舗が建ち、移住者も増え、多くの観光客でにぎわうようになりました。そのような中、様々な課題があるのですが、その一つがタクシー不足です。

宮崎市中心部から青島地区へタクシーを依頼しようとする断られますし、青島地区内でのタクシーもつかまらないので、県外客も困って

いるらしいのです。個人タクシーも少なくなっているのですが、どうにかならないかということなのですが、この状況を県はどのように認識されているのか、またその取組について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 全国的にタクシー不足が深刻化する中、本県におきましても、運転手の減少により、急な予約時や夜間などにタクシーがつかまりにくく、特に県外からの観光客も多い青島地区では不便な状況と伺っております。

このような中、国ではライドシェアの導入に向けた検討を進めておりますが、まずは運転手を増やす取組が重要であるため、本県では、本年度より、九州で初めてとなる2種免許の取得支援を開始したところであり、タクシー業界からも御好評をいただいております。

また、タクシーの効率的な配車を行うアプリの導入費用について、国の補助制度がありますので、2種免許の取得支援と併せ、タクシー事業者に対し活用を促してまいります。

○脇谷のりこ議員 多くの方が2種免許を取得されて、タクシー運転手が増えていくことを期待いたしますし、またアプリの導入もぜひお願いしたいと思います。

続いて、「物流の2024年問題」についてお伺いします。

2024年問題とは、働き方改革関連法で、2024年4月からドライバーの年間最大時間外労働が罰則つきで960時間になることにより、輸送能力が不足し、荷物が運べなくなるという問題に直面するということです。

ある運送業者さんにいろいろとお話をお聞きしたところ、荷主さんから「高速道路は乗らないでくれ」と言われるところもあるとのこと

でした。高速道路料金が運賃に上乗せされるのを嫌がったことですが、高速に乗らず一般道で走っていくと、ドライバーの労働時間がさらに延びるわけで、運送業者が罰則を受けるくらいなら、これからは長距離の運送はやめて地場だけにするというところもあるそうです。

やはり「物流の2024年問題」は、運送業者だけの問題ではなく、荷主さんの意識改革も必要ですし、私たち消費者もしっかりと認識していかなければならないと思います。

「物流の2024年問題」に対する認識と理解促進に向けた県の取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠距離にある本県にとりまして、物流は、農畜水産物をはじめとする県産品の輸送や、生活必需品の県内一円への配送など、社会経済活動や県民生活にとって重要な役割を担っております。トラックの輸送力低下によって生じる「物流の2024年問題」は、大きな課題だと認識しております。

このような中、県におきましては、高速道路ネットワークの充実やモーダルシフトの促進など、様々な施策に取り組んでおりますが、将来にわたって安定的な物流網を構築するためには、運送事業者のみならず、荷主企業や消費者を含め、物流に関わる全ての関係者が、解決に向けて行動を起こす必要があると考えております。

このため県では、荷主企業や運送事業者等との意見交換会を継続的に行うとともに、本年度は、トラック協会と共同で、物流に関わる関係者を一堂に集め、2024年問題への意識醸成を図るための大会を開催しております。

来月からはテレビCMでさらなる啓発を図ることとしており、引き続き関係者の理解促進に

努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 運送業者さんも、この2024年問題が多くの方に理解してもらえる機運醸成になるのではとおっしゃいます。私たち消費者も、再配達を極力少なくして、置き配ができるような努力をするべきだと再認識したところで

す。

続いて、宮崎港の今後の在り方についてお伺いします。

宮崎県では、細島港、宮崎港、油津港が重要港湾3港ですが、細島港は、東九州の物流拠点、九州の扇の要として各国の外航商船が入港しており、クルーズ船も乗客800人規模の飛鳥Ⅱが入港しています。

油津港は、南九州地域のクルーズ拠点として22万トン級の大型クルーズ船にも対応し、今年5月には、乗客約4,500人を定員とするMSCベリッシマが初寄港しています。

宮崎港は、宮崎の海の玄関口として高速道路や空港に直結し、南九州の物流拠点として重要産業を支える港です。宮崎カーフェリーも新船が就航しましたので、船からの個人観光客も今後伸びていくのではと思っています。

ただ、クルーズ船といえば、定員約400人規模ののっぽん丸が寄港しているだけなので、もっと大型クルーズ船が入港できないものかと、10年ほど前、私が市議会議員時代にいろいろと議論になったことがあります。

宮崎港は狭く、水深が浅いので、そもそも大型クルーズ船が入港できる港ではないことから、もっと海底を掘ればよいのではないかと、沖合に停泊してもらって、そこから小さい船で送迎したらどうかとか、ほぼ無理な話が飛び交っていたのですが、その後どうなっているのでしょうか。

宮崎港におけるクルーズ船誘致の取組について、県土整備部長にお聞きいたします。

○県土整備部長(原口耕治君) 宮崎港におきましては、岸壁の長さや水深などの構造上、寄港可能となるクルーズ船の規模が限られており、今年1回の寄港となっております。

一方で、近年、全国では、乗客ニーズの多様化に伴い、大型船だけではなく、比較的小型で富裕層向けのラグジュアリー船と呼ばれるクルーズ船の寄港も増加しているところであります。

このため、これまでの取組に加え、宮崎港に寄港が可能であるラグジュアリー船を運航するクルーズ会社との意見交換を10月に行うなど、新規のターゲットにも拡大した誘致活動も行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 ラグジュアリー船というのがあるんですね。それはすばらしいです。

クルーズ会社が船旅の観光パンフレットを出すときは、ほぼ1年以上先の日程で組んでありますが、今後のクルーズ船誘致に向けたスケジュールについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(原口耕治君) 宮崎港において来年予定されているクルーズ船の寄港につきましては、現時点で2回となっております。

一般的にクルーズ会社はツアー設定などに2年程度の期間を要することから、令和7年の寄港回数の増加を目標に、現在、観光部局や宮崎市など関係機関と連携して、クルーズ会社や旅行代理店に対し、従来のクルーズに加え、新たなラグジュアリー船を含めた宮崎港への誘致活動を行っているところであります。

○脇谷のりこ議員 明るい話題をありがとうございます。今、宮崎駅から宮崎港に抜ける宮崎

駅東通線を宮崎市が整備していますが、令和7年度に完成予定だと聞いております。この宮崎駅東通線が完成しましたら、宮崎駅からのアクセスも格段によくなり、さらに宮崎港が発展するのではと期待いたします。

それでは、続いて、文化・歴史継承についてお伺いします。

県立美術館や県総合博物館には特別展のときによく行くのですが、予算も限られている中、とてもよい企画を持ってきていただいております。子供たちの教育の場でもあり、県民の心のオアシスです。

県総合博物館は、歴史、民俗、自然史の資料を常設展示しており、それを無料で見られることに県民も喜んでおります。裏の民家園も、江戸時代の各地の民家を移築復元し、今もきれいに保存されています。

そんな県総合博物館ですが、そろそろ老朽化が目立ってきています。施設の現状とリニューアルの予定がないか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合博物館は、郷土に根差した文化の向上に貢献し、主に本県の自然、歴史、民俗の貴重な資料を収集・保存するとともに、学術的な調査研究を行い、その成果を県民の皆様に還元しております。これまで魅力ある開かれた博物館となるよう工夫を重ね、昨年度は20万人の方に来館いただいたところであります。

一方で、昨日からの報道で御心配をおかけしておりますが、昭和46年3月の開館から50年が経過しております。空調設備の更新や防水工事などの老朽化対策を施し、長寿命化を図りながら運営を行っております。

現時点でリニューアルの計画はございませんが、今後も広く魅力を発信しながら、将来に向

けた博物館の在り方につきまして研究してまいります。

○脇谷のりこ議員 先日のニュースで、国立科学博物館が運営に必要な資金を集めるクラウドファンディングで約9億2,000万円もの寄附が集まったとの記事に驚きました。

動植物や化石などの標本の管理費や返礼品の製作費などに充てるらしいのですが、宮崎県も県総合博物館のリニューアルのためにクラウドファンディングを導入するのはいかがでしょうか。県民も自分たちの博物館のためならと少しは寄附をしてくれるのではないかと思いますし、県総合博物館への愛着も進むのではないかと期待しております。

多額の費用がかかる博物館のリニューアルの建設費のためのクラウドファンディングの導入の可能性について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 先般の独立行政法人国立科学博物館が行ったクラウドファンディングの報道により、私もクラウドファンディングが資金調達の有効な手段の一つであると改めて認識をしたところであります。

リニューアルに係るクラウドファンディングの導入につきましては、その成果や課題などを含めまして、他県の状況等も踏まえながら、今後、関係部署と連携し、研究してまいります。

○脇谷のりこ議員 人口減少は、地域の文化や歴史の継承にも影響しており、なかなか後継者が見つからないと地域の方々も嘆いておられます。

そんな中、先日、地元の神楽を見に行きましたら、小学生の女の子が舞手を務めていて、毎週練習に励んでいるとのことでした。神楽を舞うために県外の大学に行っていた青年が地元に戻ってきたりと、神楽や地域のお祭りは、若者

の気持ちをふるさとに回帰してくれる力があるのだと改めて思います。

今回、全国神楽継承・振興協議会の事務局を宮崎県が担うことになりましたが、その経緯とユネスコ無形文化遺産登録のメリットについて、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県では、記紀編さん1300年記念事業を契機としまして、改めて神楽が本県の貴重な財産であり、地域住民の心の支えであることを認識し、将来にわたる保存・継承の機運を高めるため、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指してまいりました。

そのためには、全国の国指定神楽を一つにまとめる必要があることから、本県が事務局となって、まずは九州に、次いで全国に参加を呼びかけて、全国神楽継承・振興協議会を設立した次第でございます。

ユネスコに登録となれば、神楽が世界的な評価を得ることとなり、県としましては、これを機に神楽継承への意欲を高め、舞手はもとより、神楽を支える人々の増加にもつなげ、ひいては地域の活性化にも資する取組になると考えております。

○脇谷のりこ議員 宮崎県には、国指定の重要無形民俗文化財の神楽が4つ、米良の神楽、高千穂の夜神楽、椎葉神楽、高原の神舞と、全国で最多です。

9月に神楽のユネスコ無形文化遺産登録の要望に文化庁に行かれましたけれども、そのときの状況と、登録にかける知事の思いをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 9月には、全国神楽継承・振興協議会の会長であります高千穂神社の後藤宮司とともに京都の文化庁に伺い、神楽のユネスコ早期登録について要望を行ってまいり

ました。

要望では、日本の宝である神楽を未来へ残していかなければならないという強い思いを文化庁に届けることができ、また文化庁からの評価というものも手応えを感じたところであります。私自身もユネスコ登録実現に向けて決意を新たにす機会となりました。

これまで本県では、県内外での神楽の魅力発信など機運の醸成に努めてまいりました。今年は国立能楽堂で椎葉村の梅尾神楽を披露いただいたところでありまして、先日、椎葉で、まさにその梅尾神楽を私も鑑賞してまいりましたが、県職員もそこに参加し、また村外の方も舞手として、そして今年は久しぶりに女性の舞手も登場したということで、地域にとって大切な文化的資産を多くの方々が愛し、守っていこうと、そういう強い思いというものを肌身で感じたところであります。

また、全国組織の未加入団体への加入促進など、ユネスコ登録に向けて取り組み、その結果、保存団体の内諾も含めて、国指定の40の神楽のうち、9割に当たる36神楽が全国組織に加入する、そのような状況になっております。

いよいよ今年度末には、次のユネスコ登録に向けた国の提案候補が決まる見込みとなっております。神楽に関わる全ての人々の思いや願いを重ね、県民を含め、様々な立場の皆様から応援をいただきながら、ユネスコ登録実現のために、より一層邁進してまいります。

○脇谷のりこ議員 調べたところによると、毎年3月にユネスコに申請して、日本が審査されるのは2年に1回とのことですので、ぜひ今回登録されることを願っています。

続いて、母子生活支援施設についてお伺いします。

母子生活支援施設は、昭和22年に制定された児童福祉法第38条に基づき、母子の生活の保護と自立を支援する施設です。全国にあり、宮崎県にも平成24年時点で、宮崎、都城、延岡、小林に4施設があったのですが、平成25年に都城市が廃止し、平成28年に宮崎市と小林市が、翌29年に延岡市が廃止しました。

当時、宮崎市では、廃止に当たって議会で賛否が分かっていたので、既に廃止されていた都城をはじめ、3つの施設を全部視察しました。そこで分かったのが、施設の老朽化とともに母子の生活も変化しており、入居者も年々減少、精神的に患っておられる方も長年入居されており、なかなか自立を促せないことも指定管理者の悩みの種だったようです。県内の施設が全て廃止されてしまったので、その後、どうされているのかとても心配でした。

そこで、母子生活支援施設を廃止した市において、廃止以降、支援が必要な母子にどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 困難を抱える母子が入所して生活支援を受ける母子生活支援施設につきましては、利用者の減少や施設の老朽化を理由に、平成29年度までに、御質問の4市を含めた県内の全施設が廃止されました。

現在、この4市においては、支援が必要な母子がいた場合、県外の母子生活支援施設の利用や公営住宅への優先入居など、既存の福祉サービス等を活用した支援を行っています。

さらに、宮崎市におきましては、自立支援のための生活支援や就業支援等を行い、住まいについては、家賃補助を行う制度も実施しております。

○脇谷のりこ議員 廃止されても、別の支援メ

ニューで母子の生活は守られていて安心しました。

令和4年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、今年度の予算で母子生活支援施設が設置されることとなりますが、その詳細について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 来年4月に開設予定の母子生活支援施設については、社会福祉法人石井記念友愛社が都城市内に建設中で、定員は10世帯となっています。

利用者は、DVや経済的な問題などの困難を抱える母子であり、母子支援員等が、母親と子供が共に入所できる施設の特性を生かした生活支援を行うとともに、退所後も子供と安心して生活し、自立できるよう、就労や養育に関する相談、助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

利用の申込みに当たっては、市や県の福祉事務所に相談する必要がありますので、今後、市町村や支援団体等に対する説明会を実施し、必要な方に支援が届くよう周知を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 実績のある社会福祉法人がしっかりと支援してくださることになり、安心しました。

続いて、交通安全のための施策についてです。

今年8月、とても悲しい事故が私の住んでいる地域で起きました。男子高校生が交通事故で亡くなったんです。その高校生が信号機のない赤白横断歩道を自転車で横断中、そこへ進んできた自動車に衝突された事故でした。一人息子さんを亡くした親御さんの気持ちは察するに余りあります。

その赤白横断歩道に信号機をつけてくれるよう、地域からはかねてから要望されていたところで、こんな悲しい事故が起きたことは大変悔しい思いですが、この交差点について今後どのような対策を取っていくのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） お答えいたします。

今回、死亡事故が発生した宮崎市大塚町所在の交差点につきましては、地域住民等の要望を踏まえつつ道路管理者と連携し、交通事故防止対策を講じていくこととしております。

警察といたしましては、同交差点に押しボタン式信号機を令和5年度中に設置する準備を進めております。

○脇谷のりこ議員 警察庁のホームページによると、平成30年から令和4年までの過去5年間で、自動車と歩行者が衝突した交通死亡事故は4,678件発生しており、約7割が歩行者が横断中の事故だそうです。

運転者のルールとして、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止をして、歩行者や自転車が道を譲らなければならないとあります。JAFの調査によりますと、信号機のない横断歩道における車両停止率は63.6%と全国7位だそうです。まだまだ運転者のルール違反は多いと言えます。

信号機のない横断歩道における車両停止率の向上に向けた警察の取組について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（平居秀一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、信号機のない横断歩道において横断歩行者があるときは、車両は横断

歩道の直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げてはならない義務がございます。

警察といたしましては、横断歩行者の安全を確保するため、交通指導取締りや広報啓発、モデル横断歩道のカラー化など、様々な安全対策を講じてまいりました。

今後もさらなる横断歩道における歩行者優先を周知徹底させるため、モデル横断歩道を中心とした全ての横断歩道において、横断歩行者妨害違反の指導取締りを強化するほか、テレビ、新聞等のマスメディアやSNSを活用した情報発信、企業等に対する交通安全講習時における啓発など、様々な機会を通じて、横断歩道における歩行者優先を徹底してまいります。

○脇谷のりこ議員 我が身も振り返りつつ、二度とこのような悲しい事故が起きないように、交通安全の取組を何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、技術・専門職の確保についてです。

毎年、宮崎県工業会が主催している「みやざきテクノフェア」に今年も行ってきました。県内の優れた技術や製品を展示紹介するとともに、工業高校の学習成果を発表する「工業教育フェア」では、ロボット競技大会や各工業系高校のワークショップなどがあり、工業高校の生徒さんたちの技術習得は、宮崎県の工業を担う若者の確保と、今後の宮崎県の技術の進歩を期待させるものでした。

このたび、電子部品メーカーのロームがパワー半導体の需要増に対応するため、国富町に生産拠点を新設することになりましたので、採用も、電子や機械、情報など、様々な技術系の職種を求めています。

そこで、県立高校における情報系学科の設置の現状と、デジタル人材育成に向けての取組について、教育長にお伺いします。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 本県の県立高校における普通科と職業学科の在学生の比率は5対5であり、中でも情報系の学科につきましては、工業科で4校5学科、商業科で8校8学科に設置し、情報活用技術やプログラミング技術等の習得に取り組んでおります。

また、普通科においては、教科「情報」の担当教員を配置し、デジタルに関する知識や技術を学び、探求活動等に取り組んでおります。

さらに、今年度から全ての県立高校を対象として、DXを用いた改革を行っている地元企業による学習会や、職業学科に設置しているDX装置を活用したプロジェクト型学習を行っているところであります。今後も次世代を担うデジタル人材の育成を推進してまいります。

○**脇谷のりこ議員** 他県は普通科と職業学科の比率が7対3くらいだそうですので、宮崎県の5対5は、技術系の高校生を多く輩出していることとなります。宮崎県内のデジタル人材などを求めて企業が立地することを考えれば、宮崎県の発展に大きく寄与してくれることとなりますので、これからも人材育成をよろしく願います。

続いて、公務員の薬剤師の確保です。

県職員の専門職の中でも一番足りていない獣医師については、先ほど丸山議員も取り上げられましたように、修学支援があります。全く支援がないのが県職員の薬剤師です。

若い女性の薬剤師さんからお聞きするところによると、24歳で大学を卒業したときに約1,000万円の奨学金返済があったとのこと。今でもずっと返済しているので、結婚どころではないとのことでした。

宮崎県では、「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」があり、民間企業などへの就職の

ための支援制度がありますが、県職員向けにはありません。県職員薬剤師を確保していくための取組として、奨学金貸与や返済補助制度を導入する考えはないか、福祉保健部長にお伺いします。

○**福祉保健部長（川北正文君）** 県職員薬剤師につきましては、近年、採用予定数を充足していない状況にあり、その確保は厳しい状況にあります。

このため、関係部局と連携し、受験年齢の上限引上げや採用試験の複数回実施により、受験機会の拡充を図るとともに、民間や大学での就職説明会への参加やインターンシップ受入れなどにより、県職員の魅力をPRするなど、受験者の確保に取り組んでおります。

県といたしましては、まずはこのような受験者確保の取組の検証・見直しを進めるとともに、議員御指摘の奨学金の貸与や返済補助等の支援制度についても、他県の取組状況等を踏まえながら研究してまいります。

○**脇谷のりこ議員** 人口減少が急激に進み、専門職だけでなく、どの職種も人手不足です。民間でしたら人手不足で廃業することもできますが、行政の場合はそうはいきません。

県職員の人材確保も困難になる中、必要な行政サービスを提供するための体制をどのように考えておられるのか、最後に知事にお伺いします。

○**知事（河野俊嗣君）** 人口減少が急速に進む中で、職員の確保は今後さらに厳しさを増すものと考えております。県民の期待に応じて行政サービスを提供していくためには、職員の確保は極めて重要な課題だと考えております。

採用方法の見直しや県の仕事の魅力発信などにより、受験者の裾野を広げるとともに、職員

研修をさらに充実させることにより、職員一人一人の資質の向上を図るなど、引き続き、人材の確保・育成にしっかり取り組んでまいります。

またあわせて、全庁的な業務の統合・集約化やデジタル技術の活用等によります事務の効率化、職員の多様化するライフスタイルを踏まえた働きやすい職場環境づくりなどをより一層推進し、組織の生産性向上を図ってまいります。

こうした取組を通して、県庁組織の活力を維持・向上させ、限られた人員の中においても質の高い行政サービスを継続して提供できる体制を整えてまいります。

○脇谷のりこ議員 これからは「人」です。岩手県紫波町は、国の補助金に頼らない公民連携の「オガールプロジェクト」で全国一視察の多い町です。そのまちづくりで成功したのは、2人の男性がいたからだと言われます。1人は、我が町を何とかしたいと自分が立ち上がり、企画アイデアなどを町長に提案した人、そしてもう1人が、アイデアを形にした当時の町長です。この2人がいたから活性化したまちがあると言われます。

知事も、住みよい宮崎県、愛する宮崎県になったのは河野知事がいたからだと言われるように、これからも県政のかじ取りをお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 日向市選出、自由民主党の西村賢です。本日も議会の傍聴、またネットでの視聴をありがとうございます。

まず、本県のDX（デジタルトランスフォーメーション）、そして行政改革について伺いま

す。

先日、上京の際にデジタル庁のレクチャーを受け、改めて、人口減少社会の中で、DX推進の必要性和緊急性を感じました。行政のICT導入も行政改革も今に始まったことではありませんが、長期のコロナ禍で日本のDX遅れが指摘され、また将来の人口減少の影響が大きい地方自治体の支援のために、政府も本腰を入れて取り組んでいます。

我が国は、DXのD、いわゆる、デジタルの分野、デジタル技術や通信インフラの普及において国際的にも劣ってはいませんが、X、トランスフォーメーションの部分、デジタル技術を活用して問題解決につなげるという部分が先進国内でも劣っているということでもあります。簡単に言うと、ICTデジタルインフラは整備されているが、それを生かして仕事や生活を改善するサービスに十分に使えていないということでもあります。

本県の取組はどうか。今後は人手不足をDXで埋めていくことが喫緊の課題ですが、本県の人口減少と人手不足が大きな問題となっていく中で、デジタル技術やAIを活用したスマート自治体への転換が必要と考えるが、知事に本県DXについての考え方を伺います。

次に、県庁業務におけるDXの推進状況について、総合政策部長に伺います。

本県の2025年システム統合に向けた計画の中で、システムの標準化・共通化に向けた進捗状況と、デジタルツールを活用した省力化の取組事例について伺います。

以下の質問は質問者席より続けます。（拍手）
〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。スマート自治体への転換についてでありま

す。

人口減少が進む中、全国的に人手不足やデジタル化の遅れによる様々な問題が顕在化したところであり、ICTやAIの技術を活用して自治体の事務処理の省力化や自動化を図り、住民サービスを効率的に提供するスマート自治体への転換は、本県にとって重要な課題であると考えております。

このため県では、令和3年3月に「宮崎県情報化推進計画」を策定し、行政手続のオンライン化や県民への情報発信の強化を図る行政サービスの向上、ICTツールやリモートワークを活用した行政事務の効率化の推進、国・市町村と連携した情報システムの標準化・共通化の取組など、県民本位のデジタル・ガバメントの推進に取り組んでいるところであります。

今後、生成AIの導入に向けた検討や人材の育成、必要なデジタル環境の整備などを進め、将来にわたって行政サービスを継続的に安定的に提供することができるよう、スマート自治体への転換を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕お答えします。県庁のDX推進についてであります。

国は、自治体DX推進計画を定め、地方自治体に対し、税や介護・福祉など20の業務について、令和7年度末までに情報システムの標準化・共通化を図るよう求めています。

このうち県では、生活保護及び児童扶養手当の2つの業務システムを担当しており、国が定める標準的なシステムへの着実な移行に向けた必要な作業を進めているところであります。

また、業務の省力化につきましては、定型的なパソコン作業を自動化するRPAや、紙資料

を効率的にデータ化するAI-OCRの導入、会議におけるタブレット端末の活用などにより、業務処理時間の短縮につなげており、引き続き県庁DXの推進に積極的に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、県職員のIT人材育成について伺います。

本県DXの推進は、職員の労働環境の改善、事務量の削減、県民サービスの向上に必要不可欠であります。そのDXを担う職員ですが、外部人材に頼ってばかりでは高コストになり、また情報漏えいなどのリスクも増しますから、現役職員のリスクリングなどでのIT人材育成が肝要であると思います。

ITを使う業務が今後も増していく中で、県職員のIT人材育成について、どのような方針かを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） IT技術の急速な発展に対応し、一層の業務効率化を図るためには、職員一人一人がこれまで以上に高いレベルのITスキルを身につけることが必要不可欠であると考えております。

このため、基本的なアプリケーションの操作から、RPAなどの簡易的なプログラムの作成まで、職員のスキルアップを図るための幅広い研修を実施しています。

また、今年度から、情報処理に係る国家試験を受験する職員に対してeラーニング教材の提供を始めたほか、試験に合格した職員に対して受験料を補助するなど、職員が自ら学ぶための環境整備についても取り組んでいるところであり、引き続き、庁内のIT人材の育成に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、自治体のDX支援につ

いて伺います。

市町村業務で重要な役割は窓口業務であり、直接住民との対応を余儀なくされ、職員の負担軽減、待ち時間や業務時間の短縮、ペーパーレス、ワンストップなど、窓口の業務改革こそDXに頼る部分が多いと言えます。

全国の公務員限定の「デジタル改革共創プラットフォーム」では、全国の自治体職員約5,000人が加入して情報交換や意見交換を行っており、このチャンネルを使うことが「窓口BP Rアドバイザー派遣事業」の必須要件となっているとのこと。しかしながら、県内の自治体によっては、一人もこのアカウントを所持していないところも見受けられます。

市町村のやる気によって進展度が大きく変わってきますが、県内自治体のDX化に対する県の支援状況を伺います。

○総合政策部長(重黒木 清君) 県全体でDXを推進していくためには、多くの行政サービスを住民に提供している市町村の役割が重要であります。

このため、昨年度から、情報システム担当者を対象に、自治体DXの理解促進のための研修会を実施してきたほか、今年度は、首長を対象とした講演会や一般の職員を対象とした研修会を開催して意識の醸成を図るなど、市町村への支援を強化してきたところでございます。

また、国が求めるシステムの標準化・共通化については、各市町村にヒアリングを重ね、国が示す標準仕様への移行に関する個別の課題整理や、システム事業者との調整なども進めており、引き続き、自治体DXの着実な推進に向け、実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 今答弁いただいたように、県

内の自治体のDX支援をよろしく願いいたします。

次に、昨今の公務員離れの状況について質問いたします。

現在、民間企業の人手不足や処遇の向上、若者たちの意識の変化もあって、公務員の競争倍率を見ても、県職員志向や公務員離れを感じるようになってきています。

本県の職員採用において、本県は優秀な人材確保についていかなる方策を取っているのか、今年の職員採用試験の状況も踏まえ、人事委員会委員長に伺います。

○人事委員長(佐藤健司君) 令和5年度の職員採用試験の競争倍率は、大学卒業程度全体で3.1倍と、前年度に比べ0.6ポイント低くなっており、厳しい状況が続いております。

人事委員会では、これまでも民間企業等で広く採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るとともに、一部の職種では試験を年2回実施するなど、様々な手段を講じて受験者の確保に取り組んでおります。

今後とも、任命権者との連携を密にしながら、社会情勢の変化に応じた試験制度の見直しを行うとともに、SNSや動画配信の活用、対面やオンラインによる説明会の開催など、より効果的な広報活動を通して、県職員として働く魅力をしっかりPRし、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 これは県職員の募集に限ったことではない状況であります。しっかりと優秀な人員確保に、率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、障がい者の就職支援について伺います。

まず、県教委は、県内4か所で高等特別支援学校を設置し、就職支援に特化していくという方向性を打ち出しました。障がい者の就職率を高め、賃金の高い一般就労につなげ、経済的にも障がい者が自立していくことを本気で支援していくのだと感じました。素晴らしいことだと思います。様々な課題はありますが、2027年度設置が少しでも早まることを期待しています。

この高等支援学校設置の意義と目標、また設置に当たっての県内企業等との連携について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 高等特別支援学校設置の意義は、就労を希望する知的障がいのある生徒に対し、障がいの程度に応じた専門的な職業教育を実施できるところにあります。

その目標といたしましては、経済的に自立し、共生社会の一員として活躍できる人材を育成することであり、地域就労の促進も後押ししながら、卒業生の就職率100%を目指しております。

また、就労に向けた実践的な力を身につけるために、高等学校や企業等での実習を行うこととしており、そのためには、県内企業等との連携が重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、障がいのある生徒への理解を深め、就労促進を図るために、県の関係部局や関係機関と協働しながら、県内の企業等とも連携してまいります。

○西村 賢議員 ぜひ早期の設置ができるように御尽力をお願いしたいと思います。

次に、障がい者雇用の現状について伺います。

法定雇用率2.3%が適用される県内民間企業859社のうち、達成企業は541社、本県の達成度63%は全国5位だそうです。この数値だけを

見ると、とてもすばらしいように感じます。

しかし、達成できない民間企業側からすると、雇用したくても応募がない、業務の危険性が高く障がい者雇用に向かない、就職しても長続きしないなど、現実的な障がい者の就業に対する課題もあります。

また、法定雇用に達していない企業にはペナルティーもあり、いわゆる罰金が障がい者を雇用する上での足かせになっているのではないかと思います。罰金を払えば雇わなくてもいいという現状があります。

さらには、令和6年4月以降、法定雇用率は段階的に引き上げられ、地方公共団体とともに民間企業の法定雇用率も上がっていきます。

今後、企業も人材確保がますます厳しくなってくると考えられますが、企業と障がい者とのマッチングなどにより、雇用率を上げていくことが必要と考えますが、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 障がい者の雇用率を高めるためには、雇用を検討している企業と就職を希望する障がい者、双方のニーズや要望を共有できる仕組みづくりが重要と考えております。

このため県では、障がい者雇用に対する理解と啓発を目的とした企業向けセミナーの開催や、実際に企業の現場で一定期間、職業訓練を積むことのできる委託訓練の実施、企業と障がい者のマッチングの場である「ふれあい合同面接会」の開催など、様々な取組を実施しております。

また、県内7か所に障害者就業・生活支援センターを設置し、就職や雇用の相談、職場開拓をはじめ、就職後の悩みや不安を取り除くための職場定着の支援も実施しております。

今後とも、国や市町村、関係機関との連携を強化しながら、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、地域医療の存続について伺います。

長期のコロナ禍もあって、医療現場は大きな影響を受けました。県病院の収支を見ても、最先端の医療機器を備えた病院でさえも、病院経営は難しいものだと感じますが、特に過疎地域の医療機関は、人口減少による外来患者の減少、医師や医療スタッフの確保など厳しさを増しており、さらには、施設の老朽化による設備改修や機材更新等も重くのしかかっています。

先日、日向市・東臼杵地区の重要な医療機関である済生会日向病院が、老朽化したMRI更新のためにクラウドファンディングを行っているという報道を見ました。機器の更新費用の一部を呼びかけたものでありますが、多くの賛同者のおかげで、目標金額の1,000万円は達成したようでもありますけれども、全て賄うには2億円が必要とのこと。住民の命と健康を守り、地域の医療レベルを維持していくためには、多額の費用が必要であります。

また、延岡市の北浦診療所の医師が来年診療所を辞めると報じられ、住民から多くの嘆きが聞かれています。そのドクターも住民のために地域で医療を続けたいけれども、人口減少に比例して年々外来患者が減少していく中で、存続についての市との協議が難航し、継続は厳しいとのことでもあります。何とか病院が存続できることを望んでいます。

これらのような個別のケースに県が支援することはできないのかと思いますが、知事は地域医療を守っていく気概があるのか、本県の地域医療を守っていくことに対する河野知事の考え

を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少や高齢化が進む中で、地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤であります地域医療を守ることは、県民の安全・安心な暮らしを支える上で大変重要であると考えております。

そのため県では、宮崎大学等と連携して、医師の養成・確保や偏在是正に努めておりますほか、自治医科大学卒業医師の計画的な配置や、ドクターヘリ・ドクターカーを活用した救急医療体制の整備、さらには、医療機関の設備・運営費への支援など、地域医療体制の構築に取り組んでいるところであります。

また、現在、今後の本県の医療政策の方向性を示す第8次医療計画の策定を進めておりました、地域で求められる医療体制の整備に向け、関係者の皆様から様々な御意見をいただいております。

議員御指摘のとおり、昨今の医療を取り巻く環境は厳しいものがあります。様々な支援制度にも一定の要件がある。それを満たさないものがあるという状況の中で、大きく変化している環境を前提としながらも、県民の命と健康、暮らしを守り抜くという強い思いの下、今後とも、県民が安全で質の高い医療を切れ目なく受けられるよう、国にもしっかりと要望を伝えながら、市町村や関係団体と連携して取り組んでまいります。

○西村 賢議員 このような過疎地域の医療機関というのは、一度なくなれば、なかなか復活するのは難しいと思います。設備投資等への支援もしっかりと行っていただきたいと思っておりますし、経営支援というものに今まで以上に力を入れていただきたいと要望しておきます。

次に、2024年4月以降の時間外労働の上限規

制、いわゆる2024年問題で、運送業界は今、人手不足が問題となっておりますが、医療現場も2024年問題は大きな問題であります。

医師の長時間労働を是正し、労働環境を変えていくことは、医師の健康を守るためにも、継続的に医療提供を続けるためにも必要であります。そもそも医師は時間外勤務が多く、機械的に労働基準法を適用すると現場が回らないとも言われてきました。医師の時間外労働の上限規制導入によって、救急医療や小児・周産期医療などの医療現場にとっては、地域医療崩壊の懸念もあります。

ただでさえ本県の医師確保が難しい状況の中で、2024年4月以降の県病院勤務医の労働環境がどのように変わり、医療サービスにどう影響するのか、現在の医師のマンパワーで大丈夫なのか、懸念があります。

来年4月に予定されている医師の時間外労働の上限規制適用に伴い、病院局としてどのような取組を行うのか、病院局長に伺います。

○病院局長（吉村久人君） 来年4月から適用されます医師の時間外労働の上限規制につきましては、現在、各病院において、これまで医師が担ってきた業務について、他職種へのタスクシフト・シェアが可能かどうか検討を行っており、これらの検討結果を県立3病院間で共有した上で、タスクシフト・シェアを行う業務の共通化を図る取組を進めております。

また、医師の事務作業等をサポートする医療秘書の任用を増やすなど、事務負担の軽減にも努めているところであります。

こうした取組により、医師の時間外労働を削減しながら、医療サービスの低下を招くことなく、高度で良質な医療の提供や地域医療充実への貢献など、県立病院に本来求められる役割を

果たしてまいります。

○西村 賢議員 次に、ライドシェアについて質問します。

先日の新聞報道によると、全国のタクシー事業者のうち、この10年でドライバーなど従業員が半数以下になった会社が14.5%とありました。

また、本日の日経新聞の朝刊では、「宮崎の運転代行、人員確保苦戦」との記事もあり、これから年末年始でタクシーや運転代行業の需要が増える中で、さらに飲食業界にも影響が出てきそうな状況であります。

政府は、増加するインバウンド需要とタクシー業界の人手不足対策として、自家用車で客を有償で運ぶライドシェア構想を打ち出し、議論が本格化しています。

神奈川県黒岩知事は、神奈川県版ライドシェアを訴え、ライドシェアドライバーの指導をタクシー会社に委託して、共存共栄していくと報道されています。

先月、北海道の羅臼に同僚議員と視察に行きました。人気観光地である世界遺産、知床の近くであってもタクシーの営業時間は16時までとなっており、ホテルに注意喚起のポスターが貼ってありました。

また、全国放送のニュースでも、本県高千穂町のタクシー会社が登場し、運転手が足りない状況を訴えられていました。

また、私の地元日向市の美々津という地区も、観光客が車で降りてもタクシーが不在であり、以前から代替輸送手段の導入を地域の方が訴えています。

都市部と違い、地方はタクシー業界とのすみ分けは必要ですが、本県のようなタクシー空白地を有する地域もライドシェアの活用を検討す

べきではないかと考えますが、本県のライドシェア導入に対する県の見解について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） ライドシェアにつきましては、都市部や観光地におけるタクシー不足の解消が期待できる方策の一つではありますが、実現に当たりましては、国による法改正等が必要であり、県内の業界団体からも、安全性などを理由にタクシー運転手を増やす取組を求める声上がるなど、解決すべき課題があるものと認識しております。

このため、県におきましては、まずはタクシーの運転手確保を目的に、九州では初めて、2種免許の取得支援と新規就業者の待遇改善に併せて取り組んでいるところであります。

一方で、交通空白地における移動手段の確保は、本県にとりまして重要な課題でありますので、引き続き、国における議論を注視しながら必要な取組を行ってまいります。

○西村 賢議員 次に、互助輸送について伺います。

既に本県内でも、特定の地域において、交通弱者の通院や買物を助けるため、市町村の委託事業者やNPOなどが自家用有償旅客運送や互助輸送（ボランティア輸送）を行っています。

従来のタクシーの代わりを行うようなライドシェアとは性格も違いますが、利便性や観光客などへの対応には限界があります。しかしながら、高齢者などの交通弱者は大変助かっています。

この互助輸送は、運営する方々の負担もあり、また利益も出ないため、継続性には課題があります。ボランティア確保のため、少しでも利益を上げることはできないのかとも思いますが、本県の互助輸送の状況、地域や利便性の拡

大について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県内では、移動手段の確保が難しい中山間地域を中心に、互助輸送の取組が広がりつつあり、西都市東米良地区や日向市東郷地区のように、地域のNPOやまちづくり協議会が主体となって、高齢者等を診療所やスーパーなどに送迎している事例があります。

県におきましては、こうした動きをさらに促進するため、ドライバーの確保や具体的な運行ルートなど、実施に向けた住民同士の話合いのサポートに加え、実証試験や車両導入に係る費用の補助など、必要な支援を行っているところであります。

今後とも、市町村と連携・協力しながら、地域の実情やニーズに合わせて互助輸送の拡大に努めてまいります。

○西村 賢議員 この拡大をぜひ広めていきたいと思いますが、地域によっては、既にボランティアを確保できない地域も出てきています。いわゆる運転免許を持っている方が少ないとか、夜間に運転するのができないとか、そういった方々も増えておりますので、地域の実情をしっかりと見ながら、互助輸送の拡大に努めていただきたいと思います。

次に、本県の企業誘致について伺います。

2021年10月のTSMCの熊本県工場建設の決定から2年が過ぎ、現在では、TSMCがさらに第3工場まで日本国内に建設するという報道がなされ、熊本県をはじめとして九州各県では、官民挙げてお祭り騒ぎのていをなしています。本県もローム社がパワー半導体工場を太陽光パネル工場跡に建設予定とのことで、大変ありがたいことでもありますけれども、熊本県のような工場新設ほどのインパクトはありません。

北部九州、中九州を中心に、九州がシリコンアイランドとしてますます成長戦略を描いている中で、本県の企業立地の取組について伺ってまいります。

まずは、企業立地を行うには、インフラ整備された土地が必要であります。県内で分譲中の主な工業団地の状況について伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 現在、県内で分譲中の主な工業団地といたしましては、県の宮崎フリーウェイ工業団地が3区画の4ヘクタール、えびの市のえびのインター産業団地が9区画の7.8ヘクタールとなっております。

これらに加え、宮崎市の第2花見工業団地の分譲申込みが今年度中に開始される見込みであるほか、都城市で新たな工業団地の整備が計画されているなど、市町村において、地域の特性に応じた工業団地の整備が進められております。

○西村 賢議員 続いて、半導体関連企業の誘致活動について伺います。

先ほども申し上げましたが、現在、九州はシリコンアイランドとして、半導体企業が次々と立地を表明しております。これも様々な部品を供給する既存のサプライヤーが九州各地に立地しているおかげもありますが、半導体企業は洗浄産業と言われるぐらい豊富な水が必要であります。数多くの半導体製造企業が、豊富な水と安い電力、安い土地を求めて、全国で工場建設のラッシュとなっておりますが、豊富な水と電力を有する本県が、半導体関連企業に対して、どのような企業立地活動を行っているのかを伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 九州で半導体関連企業の投資が活発化する中、県で

は、企業立地の重点産業分野に半導体関連産業を位置づけ、積極的な立地活動を展開しております。

具体的には、県内外の半導体関連企業を訪問し、新規投資計画に係る情報収集を行うほか、半導体関連の展示会に参加するなど、対象企業の新規開拓に取り組んでおります。

さらに今年度、本県の立地環境や支援制度等のPRを行うホームページに、対話形式による自動相談機能を導入するとともに、外資系企業向けに英語版ページをリニューアルするなど、情報発信機能を強化したところであります。

県といたしましては、引き続き、積極的なプロモーション活動を行い、戦略的な企業立地を推進してまいります。

○西村 賢議員 次に、データセンター誘致について伺います。

国の事業に、東京圏以外での立地に限定したデータセンター誘致補助事業があります。設置費用の半額を補助し、またその補助額も大きく、極めて企業側にメリットがある事業であります。

国内データセンターの8割は都市部に集中しています。さらには、大量の電力を消費しますので、安全保障上から国も地方分散を推進しております。国内データセンターの電気消費量は国全体の1%にもなり、再生エネルギーが豊富で電力が安定し、電気代が安い九州は、データセンターにうってつけの場所です。

国の補助事業を活用したデータセンターの誘致の取組状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 社会・産業のデジタル化により、データセンター等のデジタルインフラの重要性が高まる中、大規模

災害の備えとして、国は、都市部に集中するデータセンターを地方に整備するための補助事業を実施しております。

県では、データセンターを含む情報関連産業を企業立地の重点分野に位置づけており、国事業の説明会に市町村と参加するとともに、民間企業への需要調査を実施したところです。

国事業の対象要件は用地面積10ヘクタール以上と、大規模な企業立地が前提であり、今のところ、県内でその誘致に向けた具体的な動きはありませんが、引き続き、市町村と連携し、経済効果や民間投資の動向など、必要な情報の収集に鋭意取り組んでまいります。

○西村 賢議員 冒頭申し上げたとおり、九州各県は、半導体であったりデータセンターであったり、非常に誘致が活発であります。そういったものが報道されるたびに、宮崎県はもっとやれるポテンシャルがあるのに、立地が進まないのはなぜだろうという県民からの疑問もあります。しっかりと動いて、仕事して、走って、情報を集めて、また企業立地につなげていただきたいと思います。知事をはじめ、部局職員皆さんの御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、文化関連について伺ってまいります。

まず、来年の宮崎国際音楽祭について質問いたします。

今年8月に御逝去された青木賢児県立芸術劇場名誉館長は、1996年に宮崎国際音楽祭を開催し、これまで28回もの開催を数え、著名な音楽家による公演とともに、多くの音楽ファンを県内外から集め、本県の音楽文化の向上に貢献されてきました。改めて青木名誉館長の御生前の御功績に敬意と感謝を表するとともに、今後の本県の文化芸術の発展に、その遺志を受け継い

でいかなければなりません。

本年8月から令和6年度まで、県立芸術劇場は、天井改修工事による休館期間に入り、来年の宮崎国際音楽祭は会場を変更して行う必要があるとのことで、来年は会場を県内各地に振り分けて開催するという説明を受けました。

これまでほとんどの公演を県立芸術劇場で開催しておりましたから、分散して県下で国際音楽祭を開催するに当たり、当然メリット・デメリットが生じると考えられます。

メリットとしては、これまで演奏を聞くために宮崎市まで来ることが難しかった県民にとって、より身近な場所での開催となること、また、県下全域での音楽や文化の振興につながることを期待しています。

また、デメリットとしては、会場分散による集客や収益の読みにくさ、開催地の二次交通を含めた県外からの集客の影響、演奏者への負担などが考えられますが、来年の分散開催は大きな転機になり、その後の本県の音楽文化振興にも大きなチャンスであると思います。

令和6年度の宮崎国際音楽祭の分散開催について、知事はどのように考えているのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 令和6年度の第29回宮崎国際音楽祭につきましては、メディキット県民文化センターの休館に伴いまして、県内の様々な地域で開催することとしております。

これまでどおりの開催を期待している皆様には、御不便、御不自由をおかけすることになるかと思いますが、私は、いわばこのピンチをチャンスに変えることができるのではないかと、そのように考えております。

例えば、コロナ禍において強い制約がかかる中で、オンライン会議やリモートワークなどの

活用が進んだ。そのような働き方の見直しにつながったわけでありまして、分散開催を余儀なくされることで、住民の皆様により身近なところで一流の音楽を楽しんでいただくことができ、文化の裾野を広げる絶好の機会になるのではないかと考えております。

現在、会場となる地域やホールなどの特性に合わせ、これまでと違った音楽祭の魅力を皆様に楽しんでいただけるよう、多彩なプログラムとなるよう検討しております。

集客に当たりましては、開催地の広報媒体も活用し、効果的な情報発信を行うことで、県内はもちろんのこと県外を含め、これまで音楽祭にお越しいただく機会の少なかった皆様にも御来場いただき、音楽祭のファン層の拡大を図ってまいりたいと考えております。そして、そのことが、節目となりますその次の第30回音楽祭の開催につながるものと考えております。

○西村 賢議員 まさにそのファン層の拡大というのに期待しております。

次に、県内各地での開催の機会を、地域の音楽文化振興のみならず、それぞれの地域の文化や観光、イベントなどとつなげていくことは、音楽祭を盛り上げ、開催地に様々な波及効果を生み出すと考えられます。

分散開催地への波及効果について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(重黒木 清君) 宮崎国際音楽祭を県内の様々な地域で開催することにより、子供から高齢者まで多くの県民の皆様が芸術文化に親しみ、より身近なものとして感じられるきっかけになるものと考えております。

また、開催に当たりましては、それぞれの地域において、準備段階から住民や関係団体など

が連携し、機運の盛り上げや県内外への魅力発信に取り組むことにより、地域の活性化やイメージアップ、交流人口の増加などの波及効果も期待できるものと考えております。

県としましては、第29回音楽祭の分散開催による効果を十分に高めることができるよう、関係市町村とも連携しながら取り組んでまいります。

○西村 賢議員 ぜひよろしく申し上げます。分散開催ということで、それぞれの会場に行くための二次交通ですが、その地域に慣れてないお客さんもたくさん来ますので、しっかり会場までのルート、手段を確保していただきますようお願い申し上げます。

次に、県総合文化公園の駐車場問題について伺います。

過去に何回も議会で指摘されてきましたが、なかなか改善が難しい問題であります。6月議会の岩切議員の質問のときには、文化公園内のイベント時の対応について、公共交通機関の利用等の対策を講じられておりました。私は、これが宮崎市営のホールであれば、タクシーやバスなどを使ってくださいと言うのは分かる気もいたしますが、この総合文化公園は、全県下から県民が足を運ぶということが前提になればおかしいと思います。

宮崎県総合文化公園内には、県民広場、県立図書館、県立美術館、県立芸術劇場があり、それぞれの施設の利用促進を県は県民に訴えているわけでありますから、利用者の多いときに慢性的な駐車場不足となっている問題をしっかりと考えなければなりません。

総合文化公園の駐車場問題をどう考えているのか。総合文化公園の駐車場を改善、増設することができないのか、県土整備部長に伺いま

す。

○県土整備部長（原口耕治君） 総合文化公園におきましては、公園利用者や、県立芸術劇場、図書館など文化施設利用者の共用駐車場として、531台分を整備しておりますが、イベントの開催時など通常よりも多くの利用者が見込まれる場合には、駐車場が不足している状況にあります。

このため、イベント主催者などにより公共交通機関の利用をお願いするとともに、臨時に近隣の駐車場を確保するなどの対策を講じてきたところであります。

このような対策と併せまして、現在、駐車場を含めた公園内敷地の効果的な活用方法につきまして、管理者間で協議を進めているところであり、今後その中で、各施設の利用実態を調査、分析した上で、駐車場の規模等について、部局横断的に検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 御答弁のとおり、先ほど申し上げたようなそれぞれの施設は管理者が違うわけなんです。しっかりと部局横断的な対応が必要でありますので、ぜひ知事には先頭に立って解決を図っていただきますようお願いいたします。

次に、読書推進について質問いたします。

文科省が10月に公表した「21世紀出生児縦断調査」では、21歳の若者の6割が全く本を読まないとありました。

読書は、知識・見識を広げるだけでなく、多くの学びと人生を豊かにしてくれるものであります。また、公立図書館は、経済格差も年齢制限もない学びの場でもあります。

その中で、本県の公立図書館利用における本の貸出数は、県民1人当たり年間3冊未満であ

り、全国最下位レベル。市町村図書館経由で県図書館蔵書の貸出しも行っておりますが、利用が少な過ぎて、もったいない状況にあると思います。

過去、県は「日本一読書県」の目標を打ち出しておりましたが、この現状を見ると、その取組の成果は出ていないように感じます。

読書を習慣化させるためには、幼少から義務教育期間の児童に対する読書の呼びかけが大事であると思っておりますし、読書習慣は大人になってからではなかなか身につかない現実もあります。

本県の読書活動推進の取組と、子供に読書習慣を身につけさせるための取組状況について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を豊かにするものであります。特に、子供たちの読書習慣の形成は大切であると認識しております。

このことから、県ではこれまで、おすすめブックリストの作成や、関心を高めるイベントの開催、県立図書館が市町村立図書館や学校へ本を貸し出すなど、読書環境整備に努めてまいりました。

また、学校におきましても、学校司書を中心に学校図書館を整備したり、各教科等で図書を積極的に活用するなど、読書の習慣化に取り組んでおります。

今後、学校や市町村立図書館とも改善すべき課題の共有を図り、より一層の連携を通して、子供たちの読書習慣の形成を図る取組をしっかりと推進してまいります。

○西村 賢議員 次に、公立図書館の利用推進について伺います。

先ほど申し上げたとおり、本県の公立図書館

利用は、貸出数が県民1人当たり年間3冊未満で全国最下位レベル。その中にあっても、今年、常任委員会で伺った都城市立図書館は、リニューアルを行い、旧図書館の年間利用者17万人から105万人と、大幅に利用者が増えたと聞きました。また、日之影町、椎葉村も図書館がリニューアルされ、利用者が増えていると聞いております。

図書館のリニューアル効果も大きいと思いますが、利用者を増やす公立図書館の活性化は、読書推進のためにも大事なことであります。

県民に広く図書館利用を呼びかけるべきだと思いますが、市町村ごとの公立図書館の貸出しの傾向はどうなっているのか。また、全国最下位レベルから脱するための公立図書館の利用促進に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県実施の調査によりますと、市町村立図書館の住民1人当たりの貸出冊数は、全国平均に比べて低い傾向にあります。館のリニューアルや新たな取組により、貸出冊数が伸びている市町村もございます。

具体的には、市町村の各図書館は、地場産品と連携したイベントの実施や、移動図書館車の導入、電子図書サービスの提供など、実情に応じて、誰もが利用しやすい図書館を目指し、取り組まれております。

県教育委員会といたしましても、新たに「みやざき読書アンバサダー」を任命し、全県的な啓発に取り組んでおります。

今後とも、成果の上がった優れた取組を会議等で情報共有し、市町村とともに、県民が身近に感じる図書館づくりに取り組んでまいります。

○西村 賢議員 ぜひよろしくお願ひいたしま

す。

次に、不登校問題について質問いたします。

本県の小中学校で2022年度不登校の児童生徒数は過去最多の2,399人、私が本県の不登校児童について質問を最初に行った2015年、そのときの公立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校で134人、中学校が858人の992名でありました。この7年間、コロナ禍など社会的な要因があったとはいえ、不登校児が倍以上になっております。

当時の議事録を読み返しましたが、義務教育の重要性や不登校児童の問題を、当時の教育長、教育委員長、福祉保健部長に質問し、知事にもお願いしております。厳しいことを言えば、この7年間に効果的な対応・対策ができていない状況であるのではないかと危惧しております。

今、フリースクールの増加とともに不登校問題がクローズアップされ、話題に上ることも多くなりました。不登校児童本人にとっても御家族にとっても、また国の将来についても、極めて憂慮すべき状況になってきておりますが、この不登校問題は、責任の所在がはっきりしないことも要因にあるのではないかと考えます。

市町村の教育委員会や各学校単位では対応できる状況ではなく、県としてしっかりと不登校問題に対応していくべきと考えますが、不登校児童生徒への支援に対する県教委の考え方を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校は、多くの人たちとの関わりの中で学びや育ちをしっかりとサポートし、様々な経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う貴重な場であります。

そのような中、不登校児童生徒の増加は、コロナ禍を経て、さらに大きな課題となっております。

まして、私も非常に重く受け止めております。

県教育委員会では、加配教員や専門スタッフの配置などの市町村だけでは取り組むことが難しい支援体制の整備を進めておりまして、先日も、私自身、文部科学省を訪問し、地方における不登校の現状と今後の対策について、直接国と協議し、要望してきたところであります。

今後とも、不登校児童生徒の自立を大きな社会的課題と捉え、市町村教育委員会に対する積極的な支援に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 教育長のやる気は十分伝わりました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、スクールソーシャルワーカーについて質問いたします。

学校現場、教員の多忙さについては、ここで取り上げることは避けませんが、重々理解しております。学校現場の現状において、不登校児童の対応のためには、スクールソーシャルワーカーの増員なくしては、不登校児童への対応や問題解決は難しいとの現場の声を聞きました。

スクールソーシャルワーカーの確保には、適任者の確保、また予算の課題等もあると思いますが、現場からも増員を望む声は非常に大きいです。スクールソーシャルワーカーの配置の考え方について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 家庭等に出向き支援に当たる、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーは、現在、県内に21名が配置され、人数は順次拡充しております。

議員御指摘のとおり、増員と同時に質の高い人材の確保は喫緊の課題であり、社会福祉士会、精神保健福祉士会などの関係機関や、大学、専門学校などの養成機関に、協力依頼を行っております。

また、県内各地でスクールソーシャルワー

カーの仕事に関する説明会も実施し、地域の人材も確保することとしております。

今後も、家庭への支援や関係機関とのネットワークの構築など、児童生徒や保護者に対する支援の充実に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、ネット上の名誉毀損・誹謗中傷対策について質問いたします。

文科省によれば、SNSによるいじめは2021年に2万1,900件とのことで、本県でも深刻な問題であると考えます。自治体によっては、いじめ通報アプリを全児童にダウンロードしてもらい、顕在化しにくいネットいじめの早期発見を開始したところもあります。

現在でも人の名誉を傷つける悪質なインターネット投稿が社会問題となっておりますが、大きく社会を動かしたのは、2020年5月にネット上の誹謗中傷がもとで亡くなった木村花さんの事件でありました。その事件からプロバイダ責任制限法などが施行され、匿名の誹謗中傷に対しても発信者の情報開示がなされ、損害賠償請求などに発展するケースも度々報じられております。

しかしながら、被害者やその家族等が司法などへ訴えねばならず、被害者に多くの労力や多額の費用がかかっております。

ネット上の誹謗中傷の対策に、関係機関の相談体制も徐々に拡充されてきているとは思いますが、本県のインターネット上における名誉毀損・誹謗中傷に関する相談受理の状況と県警察が行う対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） インターネット上における名誉毀損・誹謗中傷に関しまして、令和5年中は、10月末現在で64件の相談を受理しております。

そうした事案への県警察の対応でございます

が、犯罪が成立する場合は被疑者の検挙に努めるほか、被害拡大防止対策として、例えばプロバイダーに対する削除要請の手続を相談者に教示するなどのきめ細やかな相談対応を行っています。

さらに、加害者となることの未然防止対策として、例えばインターネットの適正利用について警察職員等が講話を行うサイバーセキュリティカレッジというものを開催しておるんですけども、それにおきまして、SNSへの安易な書き込みが犯罪になり得ることを注意喚起するなどの情報リテラシー教育も行っております。今後とも、県や関係機関とも連携して、この種の事案に適切に対応してまいります。

○西村 賢議員 これは、本当に被害者のほうが、心労がありながら労力や多額な費用がかかるという、非常につらい目に遭わなくてはならないものだと思います。取締りも含めて、警察本部のこれまで以上の取組を期待したいと思います。

以上で私の用意した質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会